

小學校は公私立併せて一、二五五八校、生徒は男女併せて、一一四、五八〇二人、就學歩合は二八パーセントであつたが、同十一年には公私立小學校併せて二、六五八四校、生徒は二二七、三二二四人、就學歩合は四一・三パーセントに達した。政府は男女均しく就學させようとしたが、實際には女子は男子の三分の一に止つてゐた。當時の教科書は明治になつて作られたもの、江戸時代の往來本の類、アメリカ物の翻譯等が混用されてゐた。

小學教育の發達を期する爲には師範學校を先づ整備しなければならぬから、學制頒布より三月前即ち明治五年五月に昌平黌跡に東京師範學校を建て明治四年に我が國に來朝したアメリカ人スコットScottを聘して教師とした。九月に開校し、スコットは英語で教授し、坪井玄道が之を通譯した。その教育の内容、方法は凡てアメリカの小學校の通りに行ひ、教科書も彼の地のものをそのまま使つた。年限は最初は一年であつたが、翌年より二年と改めた。次いで、大阪、宮城、愛知、廣島、長崎、新潟等、大學建設豫定地に官立師範學校を建て、明治七年三月には東京女子師範學校を設けた。同八年八月東京師範學校に中學師範學科をおいた。同十一年伊澤修二、高嶺秀夫がアメリカから歸朝して、伊澤が東京師範學校の校長補となり、高嶺が校長補心得とな

り同十二年より小學師範科も中學師範科も各、豫科二年本科一年と定められるに及び漸く整頓した。その間に、各府縣立の師範學校が漸次整頓して來たので十年より次第に東京以外の官立のものを廢し、府縣に補助金を交附してその發達を促した。

その他の學校に關して、中學は小學を経たものゝ入學する所であつて、上等、下等に分れ、併せて六年間の修業である。二等の外、工業學校、商業學校、農業學校、通辯學校、諸民學校(今日の補習學校の如きもの)などがある。中學は學制頒布後非常に増設され、明治十二年に於て公私立を併せて七八四校に上り、生徒は男女併せて四〇、〇二九人に達し、學制に定める校數の約三倍になつたが、その内容は種々雜多で、しかも程度の低いものも多く、漢學や數學だけを教へるやうな變則なものも多かつた。また同五年二月文部省は東京女學校を建てた。これは女學校の始りであるが、程度は初等教育に屬し、小學程度の内容に、英語を加へ西洋風の教育を施したものであつた。しかし成績がよくなかつたので、同十年に之を廢した。同五年京都にも府立の女學校が設けられた。また同九年に東京女子師範學校内に幼稚園を始めて設置した。

彼の大學南校、東校は大學廢止後、單に南校、東校と稱した。その後貢進生を廢し、一時學校をどちた。學制頒布後南校は第一大學區第一番中學と稱したが、翌年開成學

校となり、法學、理學、工業學、鑛山學、諸藝學の五つの専門の學藝を教へる學校となり、ついで一橋通りに移轉して東京開成學校と改稱し、舊校舍は外務省の語學所を併せて東京外國語學校となつた。東校は學制頒布後、第一大學區東京醫學學校となつたが明治十年開成學校と合して東京大學が出来、法、理、醫文の四學部を分ち、始めて綜合大學が出来た。又七年に愛知廣島宮城新潟に外國語學校が新たに設けられ、明法寮は八年に廢せられた。長崎にあつた昔の精得館は長崎醫學學校として存したが七年廢せられたけれども、九年にまた復活した。工部省の工學寮は明治十年より工部大學校となつたが、明治十八年工部省が廢せられたので、工部大學校は文部省支配となつた。私學の隆盛 當時小學校はやゝ整頓し、専門學校は江戸幕府の施設を繼承したので、内容も相當なものであつたが、中學校が頗る不完全であつたから、その缺陷を補ふ爲に、私學が頗る歡迎された。前期の私塾はそれ／＼學生が増加し、その外佐原純一の共學舎、鳴門義民の鳴門塾、佐野鼎の共立學校、高橋秀雄の弘道學舎、江原素六の集成舎、中江篤介の佛學塾、安井息軒の三計塾、芳野金陵の逢源堂塾等は東京に於ける有名なものであつた。京都では明治八年新島襄(二五〇三)が同志社を建て、キリスト教主義の教育を施し、信仰を有し、高尚な品性を備へた紳士を養成しようとした。

女子教育の爲の私學中、重要なものは、東京では明治五年に星野康齋が水交女塾、八年に跡見花蹊が跡見女學校を建て、九年に櫻井チカが櫻井女學校等を設けたが、しかしこれらの程度は皆低いもので、小學校程度であつた。

教育學の研究 當時は教育制度の樹立に忙しくて、教育の學的研究は尙幼稚であつた。その中、學制發布前後は、學校制度に關するものが多かつた。その著しいものをあげると、内田正雄が西紀一八五七年のオランダの教育法規を譯した「和蘭學制」二冊(明治二年)、小幡甚三郎が西洋各國の教育制度を述べ、併せてコロンビヤ大學の學則を譯した「西洋學校軌範」二冊(明治三年)、佐澤太郎と河津祐之がフランスの教育法規を譯した「佛國學制」十冊(明治六年)、田中不二麻呂が歐米各國の教育制度を記述した「理事功程」十冊(明治六年、但し後に洋綴一冊本に改めた)、柴田承桂がプロシヤの小學校と師範學校の教則を譯した「普魯士學校規則」一冊(明治八年)及び明治九年田中不二麻呂がアメリカ合衆國に赴き、各州の教育法規を集めたのを譯した「米國學校法」二冊(明治十一年)などはその著しいものである。次に、教育理論に關しては、教授の方法、學校管理の方法等實際論に關するものが多く、未だ系統的に教育理論の研究を企てたものはなかつた。實際論といへども、大抵アメリカの文獻のみに依つたものであつた。その主なものを列記する。アメリカ

のウィックカーシヤム Wickersham の「學校經濟」The School Economy を箕作麟祥の譯した「學校通論」(明治七年)、アメリカのハート S. Hart の「教室內」In School Room を文部省で、蘭人カステールに譯せしめた「學室要論」(明治九年)、又アメリカのナーゼンド Northend (一八四一—一八九五年) の「教師の助手」The Teacher's Assistant を同じカステールの譯した「教師必讀」(明治九年)、同じナーゼンドの「教師と父母」Teachers and Parents を小泉信吉等が譯した「那然小學教育論」(明治十一年)、アメリカのページ Page (一八四〇—一八八〇年) の「教授の理論と實際」Theory and Practice of Teaching をカステールの譯した「彼日氏教授論」(明治九年)などがあつた。この書は當時最も廣く讀まれたものである。これらの數書はアメリカ風の教育方法を説いて實際家の心得を示したものであるが、ページの書以外は十分組織立つたものではない。日本の教育史としては、明治九年に、アメリカのフィラデルフィヤ博覽會に英文で書いたものを出品したのが始である。同年之を英文のまま出版し、翌十年日本文で「日本教育史略」と名づけて出版した。これが我が國の教育史の始である。

第四節 教育令發布以後の教育

教育令の發布 學制の内容は秩序がよく整頓し、外形は頗る立派であり、規模が隨

分雄大なものであつたがそれだけ、實施が困難で政府自ら法令通りに設備することがなかく、容易でない。かつ可なり干涉的に規定してあるので、人民の中には次第に學校教育を厭ふものが多くなつた。かつ當時はアメリカ風の自由主義が一般に喜ばれたので、田中不二麻呂はアメリカの教育制度を研究して改革案を立てた。偶、明治十年の役で、財政上大打撃を生じたから、明治十二年九月、學制を廢して新たに教育令を發した。その中に小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校の規定を含む。まづ學區を廢し、小學校は一町村或は數町村連合して設けしめ、公益たるべき私立小學校が有れば、公立小學校を設置せなくてもよいこととし、學科目を大いに簡略にし、學區取締を止めて、その代りに人民から選出した學務委員をおき、公立小學校は八箇年を以て修了せしめるのであるが、四箇年までの短縮を認め、毎年四箇月間、授業すればよいこととし、従つて義務教育の年限を十六箇月以上と定めた。すべて全國劃一的な條項を撤して、成るべく地方の自治に任せ、自由に取捨選擇させた。學校に入學しないでも、普通教育を受ける道のあるものは、それを就學と見なす規定さへあつたのである。

改正教育令の發布と變遷 併しかゝる自由な制度は、我が國家の教育上の根本方

針と一致しない。かつ地方自治の制度が完備してゐなかつたから、自由に過ぎて教育を衰微させるやうになつたので、明治十三年二月田中不二麻呂は責を追うて轉職した。よつて文部省は同十三年十二月教育令を改正し、各町村をして單獨又は聯合して小學校を必ず設置せしめ、就學義務年限を三年に延長し、學務委員の選任を嚴にすべきものと定めた。但し、國庫補助をこの時より廢したのは、一の退歩であつた。翌十四年四月福岡孝弟が文部卿になつた。同五月從來各小學校に於て任意に定めてゐた教則を統一せんが爲に、小學校教則綱領を發して教育令を敷衍した。この時小學校を初等中等高等の三科に分ち、前二科は各三年、高等科は二年と定めた。

中學校に關しても同十四年七月中學校教則大綱を發して、中學校の目的を高等普通教育と大學の豫備門とを兼ねしめ、初等科を四年、高等科を二年とし、從來内容の雜多であつたものを整頓しようとした。但し高等中學科を置かなくてもよい。又これらの外に普通文科、普通理科又は農工商の専修科を置いてよいとした。女子の中學教育は從來甚だ振はなかつた。同十五年に至り東京女子師範學校に附屬高等女學校を設けて、明治十年に廢した東京女學校の代りに、始めて我が國情に合した教育を施した。當時栃木、岐阜、徳島等の數縣に女學校を設けてゐたが、漸次官立の女學

校に做つて刷新するやうになつた。しかしまだ女子教育の必要は一般に理解されなかつたので、その後も女子教育は久しく普及しなかつた。

師範學校の設置を教育令によつて府縣に強制したが、同十四年八月師範學校にも教則大綱を發布して、從來各府縣で一定しなかつた教則を統一し、かつ小學校に應じて初等中等高等の三科に分ち、小學校各科の教員養成の便を計つた。中等教育養成の爲に、東京師範學校の中學師範學科の外に、同十一年には體操傳習所、十二年に音樂取調掛を置いて、體操や音樂の教員養成をも計つた。

かく文部省は銳意教育の振興に努力したので、明治十五年頃になつて、やゝ效果の見るべきものがあるやうになつた。よつて府縣立の専門學校や實業學校もぼつぼつ設けられたので、同十五年に醫學校通則、藥學校通則、十六年に農學校通則、十七年に商業學校通則を發布した。

又明治十二年に學位令を布き大學卒業者に學士號を與へて、之を學位とし、十六年には大學卒業者に得業士の稱號を授け、その後試験をパスした者に學士號を與へた。教育令の再改正 明治十六年十二月大木喬任が文部卿となつた。同十七年頃より連年經濟界が不景氣續きであつたから、經費節減の爲、明治十八年八月改正教育令

を又改正して、小學校以外に小學教場を認め、小學校を設置する資力なき町村は社寺や民家の一部を使用して小學教場を設けてもよいこととし、又半日學校、夜間學校をも認めた。從來小學校に於て授業料を徴收すると否とは便宜に任してあつたが、新教育令で徴收することゝなつた。又學務委員を廢した。但しこの新教育令は僅に八箇月でまた廢止されたので、實際には効果を殆ど發しなかつた。更に東京女子師範學校を東京師範學校に合併し、各府縣立の女子師範學校はその師範學校に合併せしめた。

私學の狀況 この期に起つた私學は前期とは違つて法學教育を主とするものが多かつた。明治十二年和佛法律學校(今の法政大學)が設けられ、翌十三年七月政府が新たに刑法、治罪法を發布したのを機とし、經濟法制を専門とする專修學校が設けられ、翌年明治法律學校(今の明治大學)、東京專門學校(今の早稲田大學)等が設けられて、立憲國民たる素養を與へようとした。殊に東京專門學校は同十四年十月桂冠した大隈重信が權勢情實を離れて學問の獨立を全うし、學生に自主獨立の氣風を養はうとして翌年設立したものであつた。

又特殊教育もこの頃より發達した。學制に廢人學校の名目があるが、事實設立されなかつた。然るに同十一年に至り京都に私立盲啞院が建てられたのが盲啞學校の最古のものである。翌年京都府立に改められた。同十三年に東京に建てられた共立訓盲院は同十八年に文部省の直轄となり、今の東京盲學校、東京聾啞學校の前身となつた。

教育會教育雜誌 教育會は明治九年に第一大學區の學務吏員、學區取締、學校教員等を相會して、學事施設の要を議したのが始りであるが、私立の教育會は明治十六年に組織された大日本教育會を嚆矢とする。これは後に帝國教育會と改まつた。その後各府縣並に大都市などに多くの教育會が次第に成立した。又教育雜誌は始め文部省で明治十年ごろより發行してゐたが、同十六年に帝國教育が發刊され、同十八年に「教育時論」が發行されてから、漸次各種の雜誌が發行され、教育會と共に教育事業に大いに貢獻してゐる。

當時の道德思想 明治初年以來、西洋の文物を輸入するのに忙しかつたから、歐化主義が盛んであり、知識を尊重しすぎるやうになり、教育も知育偏重のものとなつた。その結果は我が國の舊來の文物を惜しげもなく破壊するのみならず、修身彝倫を輕んじ、國民道德を傷つけるやうな事さへ起りさうな懸念もあつた。時に明治七年に

後藤象次郎、板垣退助、江藤新平等が民選議院設立の議を建白し、明治十一年に板垣退助が愛國社を結んで、自由民権の説を唱へて以來、一般に藩閥政治に對抗して議院政治を要望する聲が熾烈となり、自由思想は天下を風靡した。政府も將來は議院政治を行ふべきものと認め遂に明治十四年十月、明治天皇は詔書を下し、明治二十三年を期して國會を開くべき事を仰せられたのであつた。

文部省は徒らに民心を煽動して安寧を害する自由主義や、知育偏重の結果、道徳を輕視するやうな行動などの弊を教育界から防ぐため、種々の對策を講じなければならなかつた。明治十三年三月、文部省に編輯局を置いて小中學校の教科書を編纂せしめ、かつ地方學務局をして民間出版の教科書を調査し、その良否を公表した。我が國の教科書の檢定制度はこゝに始る。更に十二月府縣に令して國安を害し、風俗を紊すやうな教科書を採用せしめざるやう注意してゐる。翌年五月に發布した小學校教則綱領では修身科を諸教科の首位におき、毎週教授時間を増して三時間とし、半時間づゝ六回に分けて教へさせることゝした。修身を諸教科の首位におく習慣はこれ以後變らない。翌六月福岡文部卿は小學校教員心得を發して、徳育の重んずべきことを示し、明確に尊王愛國の精神を高調した。この心得は今尙行はれてゐる。

翌十五年十二月、明治天皇は勅撰の修身書「幼學綱要」を各學校に頒つて、明倫修徳の要をお示しになり、同年一月軍人に勅諭を下して、武藝よりも武徳を重んずべき事を宣はせられた。

明治十五年伊勢の大廟で、神宮皇學館が起され、東京に皇典講究所が始められ、東京大學に古典講習科を設け、翌年更に支那古典講習科が設けられた。その頃民間にも國粹主義が次第に盛んに唱へられるやうになり、西村茂樹が日本弘道會を起したりして、物質的な歐化主義に對する反動が次第に起つて來て、世人も漸く國民道徳を重んじ、併せて舊物尊重の思想も漸く著しくなつた。

教育の學的研究 先に明治八年師範教育調査の爲に、伊澤修二(二五五—一)高嶺秀夫(二五七—〇)が明治十一年に歸朝し、東京師範學校に教職を奉じた。從來の教授法は概して注入的であり、教科書の講讀に流れてゐたが、伊澤高嶺二氏は、當時アメリカで喧傳されてゐたベスタロッチの開發的教授法を紹介して、兒童の自然性を啓發すべきことを力説した。伊澤修二はその後、明治十五年に「教育學」二冊を公にした。邦人の手になつた教育書はこれ以前にないでもないが、廣く讀まれて、多くの影響を與へたものとしてこの書が最初のものである。

外國の教育文獻は前期は主としてアメリカの書であつたが、この期にはイギリスのものが多かつた。その主なものはイギリスのスペンサー(一八二〇—一八〇三年)の「教育論」Educationを尺振八の譯した「須氏教育論」一冊(明治十三年)並に有賀長雄の全譯した「標註斯氏教育學」二冊(明治十九年)、又イギリスのペイン A. Pain(一八一八—一九〇三年)の「科學としての教育」Education as Science を添田壽一氏の譯した「倍因氏教育學」三冊(明治十六年)スコットランドのギル J. Gill 等の著を西村貞の譯述した「小學校教育新論」五冊(明治十四年)の外に、尙アメリカのジ・ホノット J. Johnson(一八三三—一八八八年)の「教授の原則と實際」Principles and Practice of Teaching を有賀長雄が譯して「如氏教育學」二冊(明治十七年)と名づけ、又高嶺秀夫が譯して「教育新論」四冊(翌年)と名づけたものがある。ジ・ホノットの教育説は開發主義の教授法を述べたもので、當時は大いに歡迎されたものである。若林虎三郎、白井毅兩氏の編纂した「改正教授術」(明治十六年)はアメリカでベストセラー主義を普及せしめたシェルドン (Sheldon) の著により開發主義を述べたものである。此の書も當時非常に廣く讀まれたから、開發主義は普く天下にひろまつたのであつた。

前期の教育書は實際教育にすぐ間にあふやうな常識的なものが多かつたが、今期になつて、始めて右の書などによつて系統的な學説が説かれるやうになつたのである。又スペンサー等の説は知育を主とするものであり、當時傳へられたベストセラーの開發法も知育の開發を主とするものと解釋されてゐたから、當時の學説はその頃の實際界の風潮と同じく知育を偏重したもので、従つて科學萬能な、功利的なものであつた事は明かである。

第五節 國家主義的教育の確立

各種學校令の發布 第三期教育令時代はまだ教育制度の試みの時代である。僅か六年間に三回も法令を改めてゐる。しかも最後の教育令は、經濟界の事情に應ずるため、頗る簡易な方法によることを許してゐるが、これは決して國家の進運に伴ふ所以ではない。寧ろ従來の教育令を改正して、更に進歩した制度を立てる事が必要であるから、同年十二月官制が改革され、内閣制度が創設されて森有禮が文部大臣に任せられるや、大いに教育制度の改革に努力した。

森有禮(二五〇七—二五四九年)は鹿兒島の藩士である。慶應元年十九歳でイギリスに留學した。明治元年歸朝して外交に従事し、ずつと外交官で押通したが、その間に、明治六年自ら發起して福澤諭吉、加藤弘之、西村茂樹らと共に明六社を起して、文化の開發に努力し

たことがある。彼れは夙に教育事業を深く研究してゐたので、明治十八年十二月文部大臣となつて、大いに制度を改善したのである。

翌明治十九年有禮の努力により、三月に至り勅令を以て帝國大學令、四月に師範學校令、小學校令、中學校令及び諸學校通則を發布した。今日の教育法規は多くこれに淵源するものである。この點に於てこれら學校令は現代教育發達の新基礎を築いたものと言つてよい。小學校、中學校、師範學校に各尋常高等の二科を分ち、高等小學校を卒業した者は尋常中學校、高等中學校を経て帝國大學に入り、或は尋常師範學校を経て、高等師範學校に進むことを得しめ、一貫せる學校系統を組織した。抑、明治初年以來、政府の教育方針は國家本位な點が多かつた。これは儒教を基礎とした江戸時代の教育に於ても著しい特色であつたが、森文部大臣の時に發布された學校令は、従前に比して此の特色が一層濃厚になつた。帝國大學の目的を國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、及び其の蘊奥を攻究することゝ定めたのも、その一例である。

小學校を尋常高等の二科に分ち、各修業年限を四年とし、その中尋常小學校の四年間を義務教育期間と定めたが、土地の情況によつては修業年限三年の簡易科を以てこれに代へしめた。教科目は尋常小學校では、修身、讀書、作文、習字、算術、體操を必設科

目とし、圖畫、唱歌、裁縫、女兒を加設科目とし、高等小學校で修身、讀書、作文、算術、地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫(女兒)を必設科目とし、英語、農業、商業、手工を加設科目とした。教科書は凡て文部大臣の檢定したものに限り使用せしめた。小學校の經費は授業料及び寄附金を以て支辨するのを原則とし、町村はその不足額を支出すべきものと定めた。これは國民教育上、甚だ遺憾なことではあつたが、當時の財政状態から見れば已むを得ないことであつた。

中學校も尋常高等二科に分ち、修業年限を尋常中學校は五箇年、高等中學校は二箇年とした。さうして尋常中學校は各府縣内に一校を限り設置せしめ、高等中學校は文部省直轄とし、全國に五校を設けた。學制頒布以來中學校はむやみと設けられたが、大部分は不完全なものであつた。明治十四年の中學校の教則大綱でよほど淘汰され、更に明治十七年、中學校通則を發布して之を取締つたので、府縣立が七六、町村立が五四、私立が二に減じたが、森文部大臣は一府縣一校に減じて、大いにその内容を充實せしめようとしたのである。又從來官立の大學豫備門は只一校しか無かつた。中等校の高等中學校は一二府縣立のものもあつたが、到底十分に大學の豫備教育を施すことが出來ないので、斷然官立のみに限つたのである。

國運の發展は普通教育の振興によることが多く、普通教育の振作は必ず師範教育の進歩によるべきものであるから、森文部大臣は師範教育の改善に努力した。尋常高等各、四年とし、従來府縣立の師範學校は數に制限が無かつたが、この時より尋常師範學校を一府縣に一校と定めて、その内容の充實に努力させた。かつ師範學校長をして府縣の學務課長を兼ねる事を得しめ、以て管内の普通教育を統一しようとした。生徒には順良、信愛、威重の三徳を養はしめ、兵式體操を獎勵して剛健規律の徳を勵まし、なほ生徒を軍隊式の寄宿舎に入らしめ、品性の向上を圖ることに教育の主眼を置いた。高等師範學校は従來の東京師範學校を以て充て、主として尋常師範學校の教員たるべき者を養成することゝした。同時に東京女子師範學校を高等師範學校女子部とし、主として尋常師範學校女子部の教員を養成することゝした。又同十七年八月、中學校師範學校教員免許規定を發布したが、新令では中學校教員の養成に缺けてゐるので、同二十二年より帝國大學文科と理科とで養成することゝなつた。

大學は明治十八年にも、と司法省が創設した明法寮に由來する東京法學校を法學部に合併し、理學部から工藝學部を分け、文學部中の政治學科を法學部に移し、法學部を法政學部と改め、翌年三月帝國大學令が發布せられたので、従來の東京大學と工部

大學校とを合併して、帝國大學とした。帝國大學は大學院と分科大學より成る。當時は法、醫、工、文、理の五科であつた。後に明治二十三年東京農林學校を合併して農科大學を増した。東京農林學校は明治七年に出來た駒場農學校、同十年に出來た山林學校を合併して同十九年に出來たものである。

教育勅語 政府は外交上外人の歡心を求めるのに急であつて、ダンス會を屢、外人と共に催したりして皮相的な西洋模倣に没頭し、世人も西洋の物質文明の吸収に専らであつたから、一般に歐化主義が盛んであつた。殊に明治二十年前後は歐化主義が最も盛んであつたから、古來の良風美俗を害する事も少くなかつたので、これが反動として國粹保存主義が愈々盛んとなつた。殊に同二十一年三宅雪嶺、志賀重昂、杉浦重剛、井上圓了等は政教社を結び、雜誌「日本人」を出し、大いに國粹論を以て、歐化論に反對した。かく輿論は動搖して一定しなかつたが、この際、明治二十二年の二月十一日に帝國憲法が發布され、翌年十月三十日に教育に關する勅語が下賜せられたので、これより政治上にも國民道德上にも大本が確立したので、輿論も中正に赴き、思想界の不安動搖は殆ど無くなつた。

宗教と教育との關係問題 歐化主義で、最も益を受けたのは、文明の宗教と見られ

たキリスト教である。この機に乗じて盛んに布教し、明治學院、東北學院、關西學院、東洋英和學校、宮城女學校、廣島英和女學校等のキリスト教の學校も續々設立された。しかし二十二年頃から歐化主義が衰へ、國家主義が盛んになつたが、時しも二十五年十一月より翌年夏へかけて東京帝國大學文科大學教授井上哲次郎氏はキリスト教が教育勅語の御趣旨引いては國體と一致しない點のあるのを攻撃し、キリスト教側は之に應酬したが、事實上キリスト教側は從來、國體に關し、皇室に對し不謹慎な事も間々あつたのであるから、これより後、成るべく國家主義に調和するやうになつた。明治五年の學制でも學校内で宗教の教旨を講説するのを大いに制限してゐるが、次第にこの方針を厳しくし、遂に明治三十二年八月文部省訓令によつて一般の學校をして宗教の儀式を行ひ、又は宗教々育を施すことを得ざらしめるやうになつた。

小學校令の改正 明治二十二年四月から市町村制が施行せられたので、それに應ずる爲、同二十三年十月、地方學事通則を定め、小學校令を改正した。小學校令の第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と、定めて、小學校の目的を明示した。尋常小學校の修業年限を三箇年又は四箇年として、簡易科を廢し、高等小學校の修業年限を二箇年、三箇年又は四箇年とし、尋常科高等科共に三箇年以内の補習科を置くを得しめ、經費は從來授業料によるのを本體としたのを廢し、市町村費を以て支辨せしめ、授業料は之を市町村の收入に屬せしめることとし、又郡視學を置いて郡の視學事務を掌らせ、市町村に學務委員を置いた。更に翌二十四年十一月小學校教則大綱を發布して各教科の程度及び要旨を制定した。

國粹主義の教育と實業教育 その後明治二十六年三月井上毅(三五〇四)(三五五年)が文部大臣となり大いに國家主義、國粹主義を標榜し、教育の興隆に力を注いだ。彼れは森有禮に次いで、教育界に功勞が多かつた。弘化元年熊本に生れた。主として法令の制定に功を立てたが、教育上に於ては實業教育の振興に努力する所が多かつた。從來西洋崇拜の極、外國語の學習を重要視して居つた學風を排して國語、漢文の教授を重んぜしめ、また修身教授に努力せしめた。國家の興隆は實業教育の振興にありとし、從來缺陷のあつたこの方面に力を注いだので、同年十一月實業補習學校規程が翌年實業教育費國庫補助法、工業教員養成規程等が發布され、以て科學と技術とを一致配合した教育を普及せんことを期した。

高等學校の改正その他 明治二十七年六月井上文部大臣の努力により高等學校令が發布され従來の高等中學校を高等學校と改め、専門教育を授くるを本體とし、四年程度の醫學部、法學部、工學部の一又は二を置き、別に三年程度の大學豫科を併置した。併しこれは明かに失敗であつた。従位たるべき大學豫科が發達し、専門部は大むね成功せずして或は廢止され、或は獨立の學校になつた。又同二十六年五月より町村組合をして尋常中學校、高等女學校等を設置するを得しめ、翌二十七年より中學校卒業生が高等師範學校に入學することを許した。尙從來は高等小學校を卒業したものを尋常中學校に入學せしめたのであるが、同年九月より高等小學校第二學年を修了したものを入學せしめることとし、學校系統上二年の節約を行つた。

私學 この間に私學も大いに進歩した。慶應義塾は明治二十三年一月大學部を増設し、自主獨立の學風を益發揮した。これに對して同志社も多くの人材を出した新島襄(二五〇三—二五五〇年)の同志社に於ける教育は、キリスト教主義であつたから、一面に於て歐化主義に通ずる所もあるが、宗教を德育の根本として功利主義に反對した。

新島襄は上野安中藩あなかの家に生れた。測量術や航海術を學び幕府に仕へたが、元治元年(二五二—二五四年)アメリカ合衆國に遊び、キリスト教を研究した。宗教教育を以て我が國

の教育を改善せんとし、明治七年歸朝して、翌年同志と共に京都に同志社を創めた。爾來その事業は着々として發展し、同志社の教育はその精神的な特色を以て世に有名となつた。人は物質的に如何に豊富な生活をして、完全な生活を遂げることは出来ない。健全な信仰と高尚な品性を具へることが人たるもの、根本義である。信じ、この主義によつて教育した。しかし、元來が武士の生れであるから、その思想の根柢には武士道的な意氣と國家的精神とが流れてゐた。同二十三年に彼れが死んでから、同志社も衰へた。

その他、東京専門學校は明治二十二年に文學部を創設したが、やがて文藝界に重きをなすやうになつた。哲學館は同二十年井上圓了が帝國大學文科大學の制に則つて東洋諸學を振興する爲に起したものの、國學院は同二十三年皇典講究所内に起されたものである。キリスト教では、明治十六年に青山學院、同十九年に明治學院、東北學院、同二十一年關西學院等が設けられた。佛教には江戸時代から各宗ともに宗學機關を備へてゐたが、國粹運動を機とし、又キリスト教の教化事業の成功に刺戟されて教育事業を改革し、明治十五年曹洞宗がまづ大學林を建て、眞宗大谷派は眞宗大學寮を設け、同十七年眞宗西本願寺派は僧俗共に入學せしめる學校を建てたが、同二十一

年改めて、僧侶養成の大學林を建て、淨土宗では明治三年に東西に大學林があつたのを改めて、同二十年宗學本校を設けるやうになつた。

教育の學的研究 明治二十年頃には開發主義も下火になつて來た。その時、能勢榮(二五二二)がフランスのコンペール(Compagny 一九一三年)の説を紹介して、從來の功利的、知育本位の教育に對して、知情意三方面を調和的に發達せしめ、實利と道德を折衷すべき事を主張した。

能勢榮は舊幕臣の家に生れた。明治三年渡米し、同五年オレゴン州のバシフィック大學に入つて同九年之を卒業し、歸朝した。岡山縣師範學校の教師その他を歴任し、同二十年文部書記官となつた。明治二十一年コンペールの説によつて「教育學」を出してゐるが、實に我が國で始めて教育學を組織したものだと言はれてゐる。當時は歐化國粹の二主義を調和せんとし、知育と並んで德育を重んじ始めた時であるから、この書は大いに歓迎されたが、ヘルバルトの説が紹介されるに及び勢力を失つた。當時の歐化主義は大體三つある。一はイギリス及びアメリカ風の功利主義であつて、大隈重信、福澤諭吉等がその代表である。二はフランス風の自由主義で板垣退助、中江兆民等は之に屬する。三はドイツの國家主義である。當時、新興のドイツ帝

國は國運が大いに發展し、ビスマルクが尙その威勢を振ひつゝある時であつた。我が國では憲法を起草するに當り、比較的國情が類似し、しかも今や旭日昇天の如く勃興しつゝあるドイツに範を仰いだことが多かつた。従つてこの頃より政治その他諸般の事にドイツの傾向を學ぶことが多くなつた。森大臣の主義もドイツの國家主義に私淑した點が多いのである。その後明治二十二年に至りドイツ人ハウスクネヒト(Hausknecht 一八五三—一九二七年)をして帝國大學に於て教育學を講せしめたが、彼れがヘルバルト派の學説を紹介するに及び、我が國の教育學の研究も漸次に英米の學風を去つてドイツの學風を學ぶやうになつた。

元來、歐化主義といへども、我が國の後れた文化を進歩させる事を急務としたのに外ならないのであつて、この點に於ては、國粹主義が國民の道德の頹廢を憂へて、國家の將來を安全ならしめようと努力するのと同様に、ひとしく國家主義である。さればこの相反する二主義も國家主義の教育が唱道せられるに及んで、次第に調和の機運に向つて來た。ヘルバルトの教育説では品性陶冶を教育の主目的と立てゝゐるから、これによつて、從來の歐化主義、功利主義の難點を救ひ、しかも氏の生國たるドイツもひとしく西洋の一國であるから、歐化主義の長所は依然として保存することが

出來た。

ハウスクネヒトが來朝した時、帝國大學で教育學科特約生を募つて、主として大學卒業者にして高等中學校・尋常中學校の教師たらんとする者を養成せしめた。氏の門下中では文學博士谷本富氏が特に傑出してゐる。ハウスクネヒトに學ばない人でも、その頃教育學を研究した人は大抵ヘルバルト派の教育説を研究して居た。

ヘルバルト派の人々の著書を譯したものの、中にはケルン Kern (一八九〇年) の教育學綱要「Grundriss der Pädagogik」が教科書として作られ簡便であるから、ドイツでも廣く讀まれたので、我が國でも澤柳政太郎・立花銑三郎共譯「普通教育學」(明治二十五年)、山口小太郎譯「教育精義」(同年)、國府寺新作譯「ケルン教育學」(同二十六年)の三譯があり、又ブラーグ大學教授リンドナー Lindner (一八七三年) の「教育學教科書」Lehrbuch der Pädagogik を湯原元一氏の譯した「倫氏教育學」(同二十六年)、フリョーリヒ Fröhlig の「科學的教育學」Die wissenschaftliche Pädagogik を岡田五兎氏の譯した同名の書(同二十五年)、イエナ大學教授ライン Rein (一八四七) の「教育學綱要」Pädagogik der Grundriss を能勢榮の譯した「萊因氏教育學」(同二十八年)などがあり、ヘルバルト (一八七四年) の自書「教育學講義綱要」Umriss pädagogischer Vorlesungen には、藤代禎輔譯の「ヘルバルト教育學」(同二十八年)がある。

ヘルバルトの教育説を研究したのも色々あつたが、その中で最もすぐれてゐるのは谷本博士の「實用教育學及教授法」(同二十七年)、「科學的教育學講義」(同二十八年)及び「教育學講義速記録」(同二十九年)である。實に當時の教育學界に頗る貢獻したものであつた。眞に我が國で教育學が組織されたのは、右の「科學的教育學講義」からであると言つても過言ではなからう。その後日清戰役以後、ヘルバルト派の説も漸く衰へて新しい説が次々に起つたが、遂にヘルバルトの説以上に強く長く我が教育に影響を及ぼしたものは無かつた。その意味で、ヘルバルト派の説は我が國教育に學的基礎を始めて正しく置いたものであると言つてよい。

ヘルバルト派以外の書の翻譯では、ヘーゲル派のケーニヒスベルク大學教授ローゼン克蘭ツ Rosenkranz (一八七九年) の「組織學教育學」Die Pädagogik als System を國府寺新作の譯した「魯氏教育學」(明治二十年)、ロック (一七〇四年) の「教育意見」Some Thoughts concerning Education を大日本教育會の譯せしめた「洛克氏教育思想」(明治二十七年)、ドイツのヂッテス Dittes (一八九六年) の「教育教授學綱要」Grundriss der Erziehung-Unterrichtslere を藤代禎輔の譯した「實踐教育學」(同年)などがあつた。しかしこれらは當時の教育界として傍流であつた。

第六節 日清戰役以後の教育

制度の改善 明治二十七八年戰役に於て我が國は清に勝ち大いに國威を輝かした。その原因は色々あらうが、國民教育の普及が確にその重要な原因であつたから、教育界もこれから頓に隆盛になつて來た。明治三十一年十一月山縣内閣が成立し、樺山資紀が文部大臣、奥田義人が次官に、上田萬年氏が専門學務局長、澤柳政太郎が普通學務局長、岡田良平氏が實業學務局長に任せられた。かくて明治三十二年頃には我が國の文教が一時振作された。まづ貴衆兩院は清國から得た償金の半ばを普通教育にあてるやうに建議したので、政府もそれに従ひ、同三十二年償金の中、壹千萬圓を割いて教育基金とし、その利子を普通教育費にあてさせた。かくの如くにして小學校兒童の就學歩合は急に増加し、各種の學校はしきりに増設され、殊に從來比較的閑却されてゐた女子教育や實業教育が著しい進歩をとげるやうになつて來たのである。

明治三十三年八月現行の小學校令を發布し、同時に同施行規則を定めた。讀書作文、習字を合して國語科とし、漢字數を一千二百字ほどに制限し、假名字體を一定し、字

音假名遣を一定して國語國字問題に或程度の解決を與へた。これは戰勝に本づく國民的自覺の一表現である。尙各教科の教授時數を減じ、試験を全廢し、義務教育の年限を四年とし、授業料を徴收しないことを本體とした。師範學校に於ては同三十年十月に至り、師範教育令を改正し、尋常師範學校をたゞ師範學校と稱し、從來は一府縣に一校と限つてあつた制限を除いて小學校教育の進歩に應じ、又女子部を獨立の學校とした。かつ從來高等師範學校は師範學校教員のみを養成したのを改めて、師範學校、中學校、高等女學校教員を養成することとした。同三十三年現行の教員免許令及び教員檢定規程を定めた。これは中等教育の發達に伴なつた當然の改正である。檢定規程はその後、同四十一年に現行の如く改正された。ついで同三十二年二月になつて尋常中學校を中學校と改稱し、現行の中學校令を布き、男子に須要なる高等普通教育を施す機關とし、同三十四年中學校令施行規則、翌三十五年に中學校教授要目を發布した。高等女學校については從來は同十九年の中學校令の中に規定してあつたが、同二十八年一月高等女學校規程を定め、同三十二年二月現行の高等女學校令を發布し、同三十四年に高等女學校令施行規則、同三十六年に高等女學校教授要目を發布した。

國力の發展に伴ひ實業教育が大いに勃興して來たので、明治三十年十月より文部省に新に實業學務局を置き、同三十二年二月實業學校令並に工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程を、同三十四年十二月水産學校規程、同三十五年一月實業補習學校規程、同三十七年三月徒弟學校規程を定め又は改正した。實業學校令は今も現行されてゐる。又私立學校の管理に就ても、同三十二年八月現行の私立學校令、同施行規則を發して、設立、校長と教員の身分、採任、設備等を規定し、もし教育上有害なりと認める時は府縣知事は設備授業等の變更を命じ又は閉鎖を命じうることをした。中等教育の發達に伴ひ、中學校卒業者の中、進んで高等なる學術技藝を受けようとする者が多くなつたので、同三十六年三月現行の專門學校令を發し、修業年限三年以上、入學資格を中學校、高等女學校卒業以上と定めた。私立學校令と專門學校令とは相待つて私立學校を大いに發達させたものである。

學校衛生については、明治二十九年文部省に學校衛生顧問會議を置き、又學校衛生主事をおき、同三十三年より學校衛生課をおいた。同三十年一月學校清潔方法を定め、翌三十一年に學校醫職務規程と學校傳染病及消毒方法を發布した。又同三十年三月直轄學校學生生徒身體檢查規程を定め、同三十三年之を一般學校に及した。同

三十三年の小學校令施行規則には學校の設備準則を定め、中學校及び高等女學校にもほゞ同様の規程を設けたのであるが、地方では費用の點から之を非難したので、後遂にこの設備準則は廢止された。

就學の進歩と學校の増設 小學校の校數は殆ど増加せず、明治十三年頃と二十七八年頃とを比べると却て減じてゐる位であるが、就學歩合は著しく進歩した。明治十一年では既記の如く男女合して四一パーセントであつたが、二十七年で六一・七パーセント、三十六年で九三・二パーセントに上り、しかも、女子の就學が大いに増加して三十六年では男子に比して七パーセント少いだけとなつた。

中學校は森文相の整理の結果、明治二十三年には公私立を合して五四校に減じたが、却て順調に發達して、二十七年に八一校、生徒二、二三一人、同三十六年に二六八校、生徒は九、七六一人に達した。高等女學校の發達は一層著しく、明治二十七年には公私立で一三校、生徒二〇二六人であつたのが、同三十六年には九〇校、生徒は十一倍して二、五三八六人となつた。實業學校は同二十七年に公私立で二七校、生徒三五八〇人であつたのが、著しく發達して同三十六年には、四六五校、生徒三、一一六三人に増加した。(實業專門學校と實業補習學校を除く)

専門學校以上に就て、文部省直轄學校には、明治二十九年大阪に工業學校を、同三十年四月に東京に高等商業學校の附屬として外國語學校を、六月に京都帝國大學を、同三十三年に岡山に第六高等學校を、同三十四年に鹿児島に第七高等學校造士館を、同三十五年に廣島高等師範學校、盛岡高等農林學校、神戸高等商業學校、京都高等工藝學校、五箇の臨時教員養成所を設け、同三十六年に福岡に醫科大學(當時は京都帝國大學の一部である)を置き、三十八年に山口高等學校を高等商業學校とし、又長崎に高等商業學校名古屋に高等工業學校を設けた。京都、大阪、愛知、熊本の公私立醫學校は専門學校の認可を受けた。私學に於ては、新しく設けられたのは明治三十四年東京に日本女子大學校が設けられた外には著しいものはないが、従来設けられたものが、専門學校令に従つて、内容を高め、或は改善を施し、専門學校に適合させることが出来ないものは、廢止されたので、私立學校は大いにその内容が改良された。又同三十五年に東京専門學校が早稻田大學と稱してより、他の私立専門學校にして之に倣ふものが多く、東京法學院は中央大學、和佛法律學校は法政大學、明治法律學校は明治大學、日本法律學校は日本大學、京都法政學校は京都法政大學(今の立命館大學)、關西法律學校は關西大學、哲學館は東洋大學となり、佛法各宗の學校も殆ど凡て大學と稱するやうになつた。

圖書館 圖書館は社會教育上重要な機關である。帝國圖書館は明治五年に東京書籍館として始り、同三十年四月より帝國圖書館と稱した。次第に各地に圖書館が設立せられ、その經營が發達したので、同三十二年圖書館令を定めてこれを統一することゝなつた。

國定教科書問題 明治二十九年二月に貴族院が小學校修身科は國民道德上重要な教科であるから、教科書を民間に委ねず、國費を以て完全なものを著作すべきものなりと建議し、同三十二年二月に衆議院も類似の建議をした。かくてその翌年文部省で修身教科書調査委員會を設けたのである。偶、同三十五年に至り教科書事件が勃發した。それは、小學校教科書の發行書肆が採用方を決定する知事、書記官、地方視學官、府縣郡視學、師範、中學、高等女學校等の學校長等にその採用方を運動して、贈賄した疑があり、司法官が檢舉に着手し、同三十六年へかけて多數の官吏、教育者が拘禁された。その結果、同三十七年度より小學校用の教科書は多少の除外例を認める外は、凡て文部省著作のものに限り使用させることゝなつた。

教育の學的研究 日清戰役後教育の隆盛に伴ひ、教育學に關する書籍雜誌も多く發行され、又各地の教育會で教育の講習會を開くことが流行して、遂に一種の年中

行事となつたが、教育學の研究はかくして益、高められることゝなつた。前期に於てさしも隆盛を極めたヘルバルト派の教育説も日清戦役頃より漸く下火となつた。蓋しヘルバルトの學説は品性陶冶を主としてゐる點は長所であるが、大體に於て個人主義的の教育學であつて、國民的自覺が高潮に達した當時の教育界に適合しなかつたから、この缺點を補ふために、マールブルク大學教授ナトルプ Natopp (一八五四―一九三四年) やヘルゲマン Bergemann (一八六二) の社會教育學、並びにヘルバルト派に屬し社會的傾向を多く加へたブラーグ大學教授ウィルマン Wilmann (一八三五―一九三〇年) 等の教育説が紹介研究されることゝなつた。しかし教授の實際方法に至つては、その後も長くヘルバルト派が依然として勢力を保つてゐた。

この新傾向は書籍の上では先づフランスのフイエー Fouillée (一八三八―一九二二年) の「國家的見地より見た教育」L'Enseignement au Point de Vue Nationale を久津見息忠が重譯した「國家的
家教育論」(明治二十九年) に始ると言ふことが出來よう。但しフイエーは實際方面を殆ど説かないので、あまり歓迎されなかつた。翌年谷本博士はウィルマンの「敎化學としての教授法」Didaktik als Bildungslehre とフイエーの著を參酌して「將來の教育學」を講演して新しい教育學の先驅となつた。但しウィルマンは舊敎を以て世界を糾合し

ようとするのであるが、博士はこれを換骨奪胎して國家的に改めてゐる。その後ベルゲマンの「科學的社會教育學」Soziale Pädagogik als Wissenschaft が紹介された。熊谷五郎の著「最近大教育學」(明治三十六年) はこの著を基にしてゐる。ベルゲマンは生物學的經驗的立場に立つてゐるので、解しやすすいから大いに歓迎されたが、ナトルプは新カント派の哲學に本づいてゐるのであり、その哲學が當時はまだ、我が國でよく知られてゐなかつたので、ナトルプの教育學も恐らくその頃はよく理解されずに終つてしまつたであらう。教授法に於ては、明治三十二年に樋口勘治郎が「統合主義新教授法」を公にして自發活動を重んずべきことを主張した。ヘルバルト派の統合主義とフレールの活動主義とを併せたものである。

第七節 日露戦役以後の教育

明治末年の教育 その後、明治三十七八年に至り我が國は平和の爲にロシヤと戦ひ、大勝を博し、國威が大いに揚つたので、戦後の經營として、教育上にも多くの新施設が行はれた。小學校に於ては明治四十年に至り、尋常小學校の修業年限を六箇年と定め、この間を義務教育年限とし、高等小學校の修業年限を二箇年又は三箇年とした。

従つて尋常小學校にも新たに日本歴史、地理、理科、圖畫、裁縫(女兒)を上級に又唱歌を第一學年より加へた。又明治三十三年の小學校令に定めた新定字音假名遣は世の非難が多かつたので、漢字制限と共に、同四十一年より之を廢止した。

明治四十年師範學校規程を改めて、もと女子師範學校は修業年限が短かつたのを男子と同じく四年とし、各豫備科を設けしめ、又從來の本科を本科第一部とし、別に第二部を置くこととした。高等女學校も同四十三年より主として家政に關する學科目を學ばんとするものゝ爲に、實科を置き得ることとした。又同四十三年に師範學校教授要目、同四十四年に中學校と高等女學校の教授要目を改正し、修身、國語、歴史等の教科で大いに國民道德を鼓吹しようとした。

最近の進歩 その後、國運の發展すると共に、教學も、日に月に進歩し、教育の制度と機關に於て異常な發達をこげた。

小學校に於ては日露戰役後、その就學歩合が九十六パーセントに達してゐたが、今や九十九パーセントに達し、如何なる寒村僻地にも小學校の設のない所はないやうになつた。かくの如くにして教育は盛大になつて來たが、それにつれ市町村の教育費は非常に増加して、市町村の經濟的負擔が可なり重くなつたので、政府は大正七年

より毎年壹千萬圓づゝ國庫から支出して教員の優遇及び地方教育費の補助に充てることとした。その後その金額は次第に増加され最近に於ては七千五百萬圓を支出してゐる。

中等學校は大正八九年頃より、入學志望者が頗る増加した。公私立中學校は明治四十五年には三一三校、生徒は一二、八二六一人であつたのが、大正十三年には四九一校、生徒は二七、二九七三人、公私立高等女學校は四十五年には二九七校、生徒七、四三一六人であつたのが、大正十三年には七四六校、生徒二七、一三七五人に達し、公私立實業學校(但し實業專門學校、實業補習學校を除く)は四十五年には五一八校、生徒は七、五六六〇人であつたのが、大正十三年には、七三七校、生徒一八、六六〇八人に増加した。かく校數も、一校の平均收容力も増加してゐるに拘らず、尙入學難の聲が高い。

官立の專門學校では、明治三十九年に熊本高等工業學校、仙臺高等工業學校、京都帝國大學文科大學、同四十年に東北帝國大學、同四十一年には奈良女子高等師範學校、名古屋に第八高等學校、鹿兒島高等農林學校、同四十二年には新潟醫學專門學校、秋田鑛山專門學校、同四十三年には九州帝國大學、小樽高等商業學校、米澤高等工業學校、上田蚕糸專門學校が設けられた。

高等學校及び大學の制度の改革については早く日清戦役の終つた頃から輿論に上り、政府も明治二十九年十二月高等教育會議を設けて學制を審議せしめ殊に同三十四年來菊池大麓が文部大臣となつて成案を得るに努めたが遂に決定するに至らずして日露戦役が起つたので、有耶無耶に立消となつた。大正二年奥田義人が文部大臣となつて、高等教育會議を廢し教育調査會を設けて調査を續け、更に大正六年岡田良平氏が文部大臣となるや、内閣直屬の臨時教育會議を設け、各方面の有力者を集めて審議せしめ、小學教育、高等普通教育、大學教育等について具體的成案を得、それを基礎として翌年始めて新しく大學令及び高等學校令を發布した。高等學校は男子の高等普通教育を完成するを目的とし、從來は官立のみであつたのを公立私立をも認めた。年限は七年とし、高等科は三年、尋常科は四年であるが、高等科のみを置くことも出来る。故に普通の中學校から高等學校高等科へは四年修了者が入學しうることゝ定めたので、その弊として中學校第五學年は成績不良の者のみを收容する形となり、中等教育の健全な發達を妨げることゝなつた。大學は數箇の學部(從來の分科大學に當る)を置くことを本體とするが、一箇でも差支がなく、官立の外に公立私立をも認めた。年限は醫學部が四年以上、他は三年以上である。又必ず研究科を置くべく、數箇の學

部を置く時は研究科間の聯絡をとる爲に大學院を設けうることゝなつた。この改革は他面に於て高等教育機關を増設しなければ空文に歸するわけであるから、大正七年原内閣となり、中橋徳五郎氏が文部大臣となるや、高等教育機關の大擴張を企て、大正八年以來高等學校を新設すること十七、専門學校、實業専門學校を新設すること三十一校に及び、又専門學校並に實業専門學校から大學に昇格させたものが六つあつた。

從來私學はすべて専門學校たるに過ぎなかつたが、新大學令によつて慶應義塾大學、早稻田大學等が昇格を申請して大正九年認可され、次第に私立大學の數を増して、大正末年までに私立大學は二十二校の多きに上つた。又公立の醫學専門學校も凡て大學に昇格した。

高等女學校に關しては大正九年、新たに高等科、專攻科に置いて、高等女學校本科卒業以上の高等教育を受けんとする者の便を圖つた。歐洲大戰勃發以來の事情に照し、實業教育振興の爲大正三年より毎年國庫より補助をすることゝなつた。ついで同九年十二月より實業補習學校その他各種實業學校の規程を改正し、實業學校の制度を一層適切ならしめた。師範學校の改善も數年來の懸案であつたので、大正十四

年四月その規程を改正して本科第一部の年限を五年とし、豫備科を廢し、新たに修業年限一年の専攻科を置くことゝなつた。それにつれて教授要目も改正された。

大正十五年に至り、高等小學校を實際生活に有效ならしめんがために、男兒には圖書手工實業の三科、女兒には以上の外に家事科を必設科目とし、算術手工の内容を増加し、また高等小學校の二部教授を禁じ、教科擔任制を加味した。

従來幼稚園は小學校に類する學校と見て、小學校令と同施行規則の中に規定してあつたが、近來幼稚園が著しく發達した爲、大正十五年四月新たに幼稚園令及び同施行規則を定め、かつ保母の質を向上し、託兒所的な傾向を幼稚園に加へて、特別の事情があれば満三歳以下の兒童を入園させてもよい事となつた。

國民精神作興の詔書 國民精神の剛健は國家興隆の本たることは大正十二年十一月十日に下された國民精神作興の詔書に仰せられたことで、詔書御下賜以後朝野ひとしく聖旨の奉戴に努力してゐる。この御趣旨にそふ一つの施設として、青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしめんが爲、青年訓練所を設けることゝなり、大正十五年四月青年訓練所令、青年訓練所規程が發布された。

かくの如くして我が國は制度の外形は非常に發達して内容ははゞ歐米に負けな

いほごに進歩したが、義務教育年限延長問題、中學校と高等學校高等科との連絡問題など、改善を加ふべき餘地が尙少くない。

教育の學的研究 日露戦役後國民の自覺が高まつた。いつまでも西洋の後塵を拜するだけで能事足れりとすべきではないから、確實な基礎に立つて、教育學を研究せんとする學風が著しくなつて來た。まづ明治三十九年より文學博士小西重直氏はライイ・ヤ・モイマン Meumann の實驗教育學を雜誌の上に紹介し、四十一年乙竹岩造氏の「實驗教育學」が單行本で公にされた。また次第に型にはまりつゝある教育を根本より革新せんとしたスウェーデンのエレン・ケイ Ellen Key (一八四九—一九二六) の思想、主として「兒童の世紀」The Century of the Child が小西博士によつて紹介され、ついで大村仁太郎は之を抄譯し「二十世紀は兒童の世界」(同三十九年)と名づけて公にした。また大村仁太郎はザルツマン Salzmann (一七四四—一八一一年) の三名著「蟹の草紙」Krebsbüchlein 「コンラッド・キープホル」Konrad Kiefer 「蟻の草紙」Amisensbüchlein を譯し「我子の惡徳」(明治三十七年)「我子の美德」(同三十八年)「教育者の教師」(同三十九年)と題して出版せしめた。その後明治四十五年頃より一時イタリヤのモンテッソリー Montessori の幼兒教育の思想が河野清丸氏等によつて紹介された。

明治四十一年十月十三日戊申詔書を下賜せられ、戦後の浮華輕佻な人心を誠しめられたので、それより勤儉力行の風が盛んになつた。その頃ドイツのケルシエンシユタイナー Kerschsteinier の勞作主義の教育説が紹介された。

大正三年に起つた世界の大戦に於て従來ドイツからの輸入にのみ依頼した染料等の物質の供給が杜絶して、我が國は頗る苦しんだので、理科教授の改良や獨創的教育の必要が大いに唱へられた。この前後より、ドイツのオイケン Eucken (一八四六—一九二六) の精神生活の哲學がもてはやされ、それを基礎とする人格的教育學が紹介された。その主たる祖述者は中島半次郎であつた。氏には「人格的教育學の思潮」(大正三年)などの著がある。續いて新カント派の理想主義の哲學が大いに我が國で研究され、その派のナトルプが再び新しく研究し直された。ナトルプの著では「哲學と教育學」 *Philosophie und Pädagogik* が田制佐重氏に譯され(大正十二年)「社會的教育學」 *Sozialpädagogik* が稻垣末松氏に譯されて〔批判主義に基づく〕「哲學的教育學」(大正十三年)と題して出版された。これに對してブラグマチズムを根柢としたアメリカのデューイ Dewey (一八五九—) の説が傳へられナトルプと相對して、大正七年頃より十二年頃まで、ひろく歡迎された。デューイの「デモクラシーと教育」 *Democracy and Education* は帆足理一郎氏が譯して「教育哲學概論」(大正八年)

と名づけた。殊にナトルプの説は教育の基礎を説くのに急であり理想に走つて教育の實際方面は不十分であり、デューイは實際方面の説明は豊富であるが、經驗や實用に傾きすぎるので、大正十二年頃より、歴史上に創造された文化を承繼し、且これを發展させうる人格を養成せんとするシュプランガー Spranger (一八八二—) 一派の文化教育學が乙竹岩造、入澤宗壽、長田新の諸氏によつて唱道された。乙竹氏の研究は「文化教育學の新研究」(大正十五年)、入澤氏の研究は「デイルタイ派の文化教育學説」(同十五年)等にまとめてある。シュプランガーの著「生活型」 *Lebensformen* は辻幸三郎氏によつて「文化哲學概論」と題して譯出された(同十五年)。

實際方面では久しくヘルバルト派の影響が續いてゐたが、大正初年頃より、全くその感化を脱し、一般に創造的な自由教育が普及するやうになつた。アメリカに起つたプロジェクト法 *Project Method* やダルトン案 *Dalton Plan* が大正十年頃より紹介されて我が教育界に影響を與へ知能測定や教育測定もまた教育の實際に利用されてゐる。又一部には合科教授なども研究され、實施されてゐる。プロジェクト法の研究では松濤泰巖氏の「全我活動の教育」(大正十一年)がある。

かく我が教育界は常に歐米の新思潮の影響をうけて、その送迎に忙しいやうであ

つたが、その間に、逐次に穩健なる發達を遂げつゝあり、注目すべき創作的名著も多く
公にされてゐるのである。その重要なものを一二あげると、教育學では、

教育學精義	森岡常藏氏著	明治三十七年
教育學講義	大瀬甚太郎氏著	同 三十七年
新教育講義	谷本富氏著	同 三十九年
教授の段階に關する研究	横山榮次氏著	同 三十九年
學校教育	小西重直氏著	同 四十一年
系統的教育學	吉田熊次氏著	同 四十二年
實際的教育學	澤柳政太郎著	同 四十三年
教育的美學	佐々木吉三郎著	同 四十四年
現代教育の研究	小西重直氏著	同 四十四年
教育學概論	野田義夫氏著	大正四年
宗教教育原論	谷本富氏著	同 五年
批判的教育學の問題	篠原助市氏著	同 十一年
藝術教育	阿部重孝氏著	同 十一年
教育學大全	谷本富氏著	同 十二年

教育學概論	佐藤熊治郎氏著	同 十二年
最新教授學精義	小川正行氏著	同 十二年
學習原論	木下竹次氏著	同 十二年
教育精神ニ體驗	福島政雄氏著	同 十三年
新教育學講義	大瀬甚太郎氏著	同 十三年
現代教育哲學の根本問題	長田新氏著	同 十五年

西洋教育史では

歐洲教育史	大瀬甚太郎氏著	明治三十九年
その後續歐洲教育史最近世歐米教育史が前著の續冊として發行された。		
近代教育思想史	入澤宗壽氏著	大正三年
西洋教育史概説	吉田熊次氏著	同 九年
歐米教育史	大瀬甚太郎氏著	同 十四年

日本教育史及び東洋教育史には

日本教育史	佐藤誠實著	明治二十三年
日本近世教育史	横山達三氏著	同 三十七年
明治教育史	野田義夫氏著	同 四十年

東洋教育史

中島半次郎著

同 四十二年

本邦教育史概説

吉田熊次氏著

大正十一年

などをあげることが出来よう。

第九章 結 語

最後に太古から今日までの教育の變遷を通覽して見よう。

太古はまだ自覺的な組織的な教育施設はなかつたが、儒佛二教の傳來するに及び、次第に教育も自覺的に組織的に行はれるやうになり、聖德太子の頃には留學生が派遣され、法隆寺が學問寺となり、留學生の中には後に歸朝してから、私塾を開くものもあつた。大化の改新を斷行せられた天智天皇は、大津に宗教に關係のない學校を建てられた。これが後に大學となつた。しかし大學は貴族の修養所たるに過ぎない。平安時代の初期は大學の最盛時であつたが、中期より衰へ、平安時代の終りに消滅した。推古時代以後平安時代初期までは、唐の燦然たる文化を移入して、我が文化も次第に發達したが、その特色を一口に言へば文藝的であつた。宗教も美的な特徴が顯著であるから、優美な藝術品を後世に多く遺した。大學は漢學書道を主として教授するのであるが、當時の漢學は後世の如く倫理學的でなく、詩文の研究を目標としたものである。貴族は漢學の外に音楽和歌などの藝術を大いに嗜んだ。これらは大學で教へない。且、遊惰な貴族は嚴格な大學を好まなかつたから、私塾は可なり發達した。

貴族は花の朝に月の夕に詩歌管絃の如き美的生活に耽つて、政治に省みなかつたから、都も地方もおしなべて荒廢した。大寺院が僧兵を置いて自ら守つた頃、地方民は武器を執つて自ら守衛したが、武人化せる下民が世襲的階級となつたのが武士である。後には朝廷も武士を引いて、その威權を維持しようとして藤原氏も武士をその爪牙とした。かくて武士は都下にも勢力を得て、後に政權を握るやうになつた。遂に源頼朝以後、鎌倉室町時代を通じて、貴族以外に、武士階級が社會の表面に活躍したのである。従つて組織的な教育は貴族以外に、武士にも行はれるやうになつた。武士は戦争に携ふことを職務とするものであるから、武藝に長すると共に、忠君、規律、義理、禮儀等の道德をも篤く守らなければならぬ。武徳なくしては戰に勝てぬ。これ武士道の發達した理由である。かつ、武士は元來、平安時代中期の無學文盲な地方民より勃興したものであるから、武士は始は無學であつたが、政治階級になると、文盲では困る。上流の武士は京都の儒者に隨つて學んだが、中流以下の武士は全國に散在してゐるから、居所の關係上、儒者に學ぶわけに行かぬ。又さう高い教育を受ける必要もないので、寺院に入つて初歩の教育を受けた。必ずしも佛典を學んだのではなく、俗典の初歩を學んだのではあるが、寺院に住み、かつ將來僧侶にならうとする兒

と共に教育をうけるのであるから、武士も宗教味の多い教育を受けた。

武士はその職務がら、さうしても殺伐亂暴なものである。故にもし武士道が廢れたとすれば、天下は再び無規律な状態に陥らざるをえぬ。これが室町時代の後半の状態であつた。織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の力で次第に統一されたが、最後の徳川家康は天下を泰平にするには、文教の力でなければならぬと考へ、又天下を支配する参考として學問を嗜んだので、文教を奨勵した。故に江戸時代は幕府も各藩も教育に力を盡した。佛教は政治の参考にならないから衰へ、治國平天下を理想とする儒學が教學上大いに勢力を得、幕府や藩の學校は儒學を旨としてゐた。但し江戸時代の儒學は奈良平安時代の漢學と違つて、大いに倫理學的なものであつた。しかし幕府や藩の教育は武士に支配階級としての素養を得させる爲であるから、大體に於て、農工商は入學せしめない。幕府や藩で郷學を建て、學者は私塾を建て、武士並に町人を入學せしめたが、國民の大多數を占める平民の教育機關としては不足である。平民階級は室町時代から次第に擡頭し、江戸時代の中期以後は政治以外は學問、藝術、經濟等、凡ての方面に互つて、平民が武士を壓倒するやうになつたので、平民は自らの教育機關を自ら作つた。それは鎌倉室町時代の寺院に於ける俗弟子教育から系統

を引く寺子屋であつた。幕府や藩の學校郷校、私塾は儒學中心、従つて道德主義の教育であつたが、寺子屋には宗教的要素が可なり濃厚であつた。

江戸時代になつて凡ての階級に教育が行渡つたが、内には平民の勃興と共に、武士階級が崩壊し、外からは歐米の壓力が加つて、江戸幕府は倒れた。明治になつて階級制度が破壊されたので、學校組織も一變した。従來は階級毎に學校が設けられてゐたが、明治になつては、教育の程度及び内容によつて學校を區別するやうになつた。さて西洋と和親交通して見ると、最も明かに眼に着く我が國の缺點は物質文明の進歩してゐないこと、自然科學の劣つてゐること、商業の低級なことである。故に明治時代の教育には主知主義の教育、科學偏重の教育、實利的功利的の教育が主として行はれた。

明治までの教育内容を大體について再び觀察すると、奈良、平安時代は美の教育、鎌倉、室町時代は聖の教育、健の教育、善の教育、江戸時代は善の教育、政治の教育、明治時代は眞の教育、經濟の教育が比較的著しかつたと見てよからう。しかし教育内容は一方に偏つてはならぬ。これらの諸内容を等しく重んじなければならぬ。それが眞實の教育である。最近の教育は一般に文化の諸内容を並び重んじることが旨と

してゐる。

又被教育者の階級から觀察すると、平安時代以前の組織的教育は主として貴族に行はれた。鎌倉、室町時代に武士にまで擴充され、江戸時代になつて平民にも普及し、遂に明治時代になつて、教育制度上、あらゆる階級を平等無差別に見るやうになり所謂教育上の機會均等が行はれるやうになつたのである。

増訂 日本教育史終

附 録

第一 年 表

備考 歴代の御歳と年號とは参考の爲全部掲げておく

天皇紀	元 即位年數	事 件
神武	元 即位 元	天皇御即位
履	四 同 四	鳥見山で皇祖天神を祀られた
崇	一〇五 同 二六	釋迦が生れた(一八四滅)
安	一一〇 同 三一	孔子が生れた(一八二卒)
懿	二八九 同 二一	孟子が生れた(三七二卒)
孝	四四〇 同 七〇	秦の一統
孝	四五九 同 一三	漢の一統
孝	五二五 同 二二	漢の武帝が五經博士を置いた
開	五五三 同 五〇	武帝が朝鮮を亡して四郡を置いた
崇	五七三 同 一〇	四道將軍派遣
崇	六〇四 同 四一	朴赫居世が新羅國を建てた
崇	六三四 同 三	天日槍の歸化(書紀の説)
崇	六三六 同 五	狹穗彦王の坂
崇	六五六 同 二五	伊勢に皇太神宮を祀られた

附 録 第一 年 表

天皇紀	元 即位年數	事 件
天	六八五 同 五四	後漢光武帝即位
景	七二一 同 九〇	天日槍の後なる田道間守を常世に遣された
成	七七〇 同 四〇	日本武尊の東夷征伐
成	七九五 同 五	地方制度を整へられた
仲	八六〇 同 九	神功皇后の新羅征伐
應	八六八 同 八	赤壁の戰
仁	九四三 同 八三	弓月君が歸化した(秦氏の祖)
仁	九四五 同 八五	王仁が儒書を傳へた(西文氏の祖)
仁	九四九 同 八九	阿知使主が歸化した(東文氏の祖)
履	九七六 同 四	諸國の租税を免ぜられた
履	一〇三五 同 六三	百濟近仇首王元年(一〇四三年まで在位)
反	一〇六三 同 四	始めて諸國に史官を置かれた
九	一〇七五 同 四	氏姓の亂れたのを正された
安	一一一六 同 三	眉輪王が天皇を弑した
雄	一一三一 同 一五	諸國に分れた秦氏の民を秦酒公に賜はつた
略	一一三八 同 二二	伊勢に豐受太神宮を祀られた

四四七

天皇	清寧	顯宗	仁賢	武烈	繼體	安閑	宣化	欽明	敏達	用明	崇峻	推古	舒明
紀元	元	即位年數	事	件									
一一四五	同	元	始めて曲水宴を設けられた										
一一五三	同	六	北魏の孝文帝が都を洛陽に遷した										
一一七三	同	七	百濟が五經博士段揚爾を買った○新羅法興王元年百濟が五經博士高安茂を買ひ、段揚爾が歸つた										
一一八三	同	一七	百濟聖明王元年										
一一九〇	同	二四	近江毛野を任那より召還された										
一一二二	同	一三	百濟が佛像經論を献じた										
一一三二	同	元	王長爾が鳥羽の表を讀んだ										
一一四九	同	二	隋の一統										
一一五二	同	五	蘇我馬子が天皇を弑し奉つた										
一一五三	同	元	聖德太子攝政										
一一六四	同	一	憲法十七條を撰ばれた										
一一六七	同	一五	法隆寺創立○小野妹子を隋に遣された										
一一七八	同	一六	始めて留學生を隋に遣された										
一一七八	同	二六	唐の一統										
一一八一	同	二九	聖德太子薨(一一三三生)										
一一四五	同	二	空海寂(一四三三生)										
一一四八	同	五	小野篁を隱岐に流した○圓仁入唐										
一一〇二	同	九	承和の變										
一一〇七	同	一四	有智子内親王薨(一四六七生)										
一一〇八	同	一四	懷林皇后崩、これより數年前に學館院創立										
一一一〇	同	三	圓珍入唐										
一一一三	同	三	仁壽										
一一一四	同	元	齊衡										
一一一八	同	二	天安										
一一一九	同	元	貞觀										
一一二六	同	八	應天門の變										
一一三六	同	一八	藤原某攝政										
一一四一	同	一八	藤原某攝政										
一一四一	同	五	在原行平が養學院を創めた										
一一四四	同	三	藤原某攝政										
一一四七	同	三	藤原某攝政										
一一四八	同	四	仁和寺を創められた										
一一五四	同	六	遣唐使を停められた										
一一五五	同	三	三善清行が明年辛酉革命の議を上つた										
一一六一	同	三	菅原道真が左遷された										
一一六三	同	三	菅原道真薨(一一五〇五生)										
一一六五	同	五	古今集撰上										
一一六七	同	七	唐の滅亡										
一一七四	同	一四	三善清行が封事を上つた										

孝謙	淳仁	稱徳	光仁	桓武	平城	嵯峨	淳和	仁明
一四〇四	同	一六	唐で、家ごとに孝經を藏せしめた(玄宗天寶三載)					
一四〇九	同	一六	陸奥から黄金を出した					
一四一四	同	六	吉備眞備が太宰大貳に任ぜられた					
一四一五	同	七	唐に安史の亂が起つた					
一四一七	同	七	家毎に孝經を藏せしめられた○天平寶字元 始めて大學に勸學田を置いた					
一四二五	同	二	道鏡太政大臣					
一四二九	同	三	太宰府が奏して史書を賜はつた					
一四三五	同	六	吉備眞備薨(一三五四生)					
一四四一	同	元	始めて府學田を置いた○石上宅嗣薨(一三八九生)					
一四四八	同	七	最澄が比叡山に延曆寺を創めた					
一四四四	同	一三	平安遷都○勸學田を加賀郡に置く					
一四五七	同	一六	坂上田村麻呂を征夷大將軍とした					
一四五九	同	一八	太宰府に明法博士を置いた					
一四六四	同	二三	藤原葛野麻呂を唐に遣された、最澄・空海・菅原清公が之に隨つた、最紀傳博士を置いた(大同三年ともいふ)					
一四六五	同	二四	大學生を獎勵した					
一四六六	同	元	空海が高野山に金剛峰寺を創めた					
一四七六	同	七	遠江駿河の新羅人が亂を起した					
一四八〇	同	一一	藤原冬嗣が勸學院を創めた○文章博士の位を昇された					
一四八一	同	一二	最澄寂(一四二七生)					
一四八二	同	一三	この頃空海が綜藝種智院を建てた					
一四八八	同	一五	文章博士を一人増した					
一四九四	同	元						

天皇	紀元	年	號	事	件
天	一五八三	延長	元	道真を本官に復された	
天	一五八七	延長	五	延喜式撰上○契丹が渤海を亡した	
天	一五九八	承平	五	紀實之が土佐より歸京した○新羅の滅亡○翌年百濟が半島を統一	
天	一六〇〇	天慶	三	平将門が誅せられた(天慶の亂)	
天	一六〇七	天曆	元	菅公の廟を北野に建てた	
天	一六一七	天徳	元	大江朝綱卒(一五四六生)	
天	一六二〇	同	四	藤原師輔卒(一五六八生)○宋興る	
天	一六二一	應和	元		
天	一六二六	康保	三	小野道風卒(一五五六生)	
天	一六二九	安和	二	安和の變	
天	一六三〇	天祿	元	藤原實賴卒(一五六〇生)	
天	一六三二	同	三	空也寂(一五六三生)	
天	一六三三	天延	元		
天	一六三六	貞元	元		
天	一六四一	天元	四	延曆寺と三井寺とが争を始めた	
天	一六四二	同	五	齋然入宋	
天	一六四三	永観	元		
天	一六四五	寛和	元	大盜袴垂保輔を捕へた	
天	一六四六	同	二	藤原兼家攝政	
天	一六四七	永延	元		
天	一六四九	永祚	元		
天	一六五〇	正暦	元	藤原兼家卒(一五八九生)○藤原道隆攝政○道隆の女定子入内、その後清少納言が定子に侍した	

天皇	紀元	年	號	事	件
天	一六五三	正暦	四	道真に正一位太政大臣を贈られた	
天	一六五五	長徳	元	藤原道長が政權を執つた	
天	一六五九	長保	元	道長の女彰子入内(上東門院)	
天	一六六一	同	三	藤原宣孝(紫式部の夫)卒	
天	一六六三	同	五	寂昭入宋	
天	一六六四	寛弘	元		
天	一六七二	長和	元	大江匡衡卒(一六一二生)	
天	一六七三	同	二	この頃紫式部卒	
天	一六七七	寛仁	元	藤原頼通攝政○惠心寂(一六〇二生)	
天	一六七九	同	三	刀伊の賊	
天	一六八二	治安	二	道長が法成寺を建立した	
天	一六八六	萬壽	三	この頃小式部内侍卒	
天	一六八七	同	四	藤原道長卒(一六二二生)○同行成(一六三二生)	
天	一六八八	長元	元	平忠常の亂	
天	一六八九	長暦	三	山法師が頼通の邸に強訴した(強訴の始)	
天	一七〇一	長久	二	藤原公任卒(一六二六生)	
天	一七〇四	寛徳	元	この頃赤染衛門卒	
天	一七〇八	永承	三	源頼信卒(一六二八生)	
天	一七一一	天喜	元	頼通が平等院の風凰堂を建立した	
天	一七二二	康平	五	安倍貞任を誅した(前九年の役)○この頃藤原明衡が東宮學士となる	
天	一七二八	治暦	四	天皇親政	
天	一七二九	延久	元	新置の莊園を禁じられた	

白河

一七三三	同	五	周滿漢卒(一六七七生)
一七三四	承保	元	上東門院薨(一六四八生)
一七三七	承暦	元	白河天皇が法勝寺を建立された○張横渠卒(一七八〇生)
一七四一	永保	元	山法師が三井寺を焼拂ひ、奈良法師が多武峯を焼拂つた
一七四五	應徳	二	程明道卒(一六九二生)
一七四六	同	三	白河上皇が院政を始められた(院政の始)
一七四七	寛治	元	清原家衡を誅した(後三年の役)
一七五四	嘉保	元	藤原師通關白
一七五六	永長	元	白河上皇御出家
一七五七	承德	元	
一七六二	康和	四	源義親を隱岐に流した
一七六五	長治	二	藤原忠實關白

近衛

一八〇一	永治	元	
一八〇二	康治	元	
一八〇四	天養	元	
一八〇九	久安	五	藤原頼長左大臣
一八一三	仁平	三	大江氏の文庫焼失
一八一四	久壽	元	
一八一六	保元	元	保元の亂○頼長(一七八〇生)
一八一九	平治	元	平治の亂
一八二〇	永暦	元	
一八二一	應保	元	
一八二四	長寛	二	忠通薨(一七五七生)
一八二五	永萬	元	
一八二七	仁安	二	平清盛太政大臣

鳥羽

一七六七	嘉承	二	程伊川卒(一六九三生)
一七六八	天仁	元	中尊寺經藏建立
一七七二	天永	二	大江匡房薨(一七〇一生)
一七七五	水久	三	女眞の阿骨打が金を建てた
一七七八	元永	元	
一七八一	保安	二	藤原忠通關白
一七八四	天治	元	中尊寺金色堂建立
一七八六	大治	元	宋の南渡

高倉

一八二九	嘉應	元	
一八三一	承安	元	
一八三五	安元	元	法然が淨土宗を開いた
一八三七	治承	元	大學寮焼失○俊寛等が流された
一八四〇	同	四	源頼朝等の舉兵○平重衡が東大寺興福寺を焼いた
一八四一	養和	元	
一八四三	壽永	二	平氏西走○源義仲入京
一八四四	壽永	三(元暦元)	一の谷の戰
一八四五	壽永	四(文治元)	平氏滅亡
一八五一	建久	二	榮西が禪宗(臨濟)を傳へた

崇徳

一七九二	長承	元	鳥羽上皇が得長壽院を建立された
一七九一	天承	元	
一七九五	保延	元	

後鳥羽

一八五二	建久	二	榮西が禪宗(臨濟)を傳へた
------	----	---	---------------

天皇紀	元年	號	事件
一八五二	建久三	三	賴朝征夷大將軍
一八五三	同	四	富士の巻狩○曾我兄弟の仇討
一八五五	同	六	中山忠親薨(一七九一生)○東大寺再建供養
一八六〇	正治二	二	朱晦庵卒(一七九〇生)
一八六二	建仁二	二	建仁寺建立○守覺法親王薨(一八〇〇生)
一八六五	元久二	二	北條時義時執權○新古今集成
一八六六	建永元	元	藤原良經薨(一八二九生)
一八六七	承元元	元	
一八七一	建曆元	元	俊蒨が宋より歸朝
一八七六	建保四	四	鴨長明薨(一八一三生)
一八七九	承久元	元	源實朝が害せられた
一八八一	同	三	承久の亂
一八八二	貞應元	元	北條時義時執權○親鸞が眞宗を開いた
一八八四	元仁元	元	藤原賴經將軍
一八八六	嘉祿二	二	道元が禪宗(曹洞)を傳へた
一八八七	安貞元	元	
一八八九	寛喜元	元	貞永式目を定めた○明惠寂(一八三三生)
一八九二	貞永元	元	
一八九三	天福元	元	蒙古が金を亡した
一八九四	文曆元	元	
一八九五	嘉祿元	元	
一八九八	曆仁元	元	
一八九九	延應元	元	

天皇紀	元年	號	事件
一九〇一	仁治二	二	藤原定家薨(一八二二生)
一九〇三	寛元元	元	北條時義時執權○菅原爲長薨(一八一八生)
一九〇六	同	四	
一九〇七	寶治元	元	
一九〇九	建長元	元	時頼が建長寺を建立した
一九一二	同	四	宗尊親王將軍○十訓抄成る
一九一三	同	五	日蓮が日蓮宗を開いた
一九一六	康元元	元	
一九一七	正嘉元	元	
一九一九	正元元	元	日蓮が立正安國論を著した
一九二〇	文應元	元	
一九二一	弘長元	元	
一九二八	文永五	五	北條時義時執權
一九三三	同	一	文永の役
一九三六	建治二	二	北條時義時卒○これより前數年間に實時は金澤文庫を經營した
一九四一	弘安四	四	弘安の役
一九四三	同	六	阿佛尼寂
一九五一	正應四	四	龜山上皇が南禪寺を創められた
一九五三	永仁元	元	
一九五九	正安元	元	
一九六二	乾元元	元	
一九六三	嘉元元	元	

花園

後醍醐

一九六六	徳治元	元	
一九六八	延慶元	元	
一九七一	應長元	元	
一九七二	正和元	元	
一九七七	文保元	元	文保の御和談
一九七九	元應元	元	後宇多法皇の御遺告は今年より三年間の宸筆
一九八一	元享元	元	年中の宸筆
一九八四	正中元	元	正中の變
一九八六	嘉暦元	元	
一九八九	元徳元	元	
一九九一	元弘元	元	元弘の亂始る
一九九二	同	二	(正慶元) 隱岐潛幸
一九九三	同	三	(同) 北條氏滅亡
一九九四	建武元	元	建武中興○二條河原の落首
一九九五	同	二	足利尊氏の反
一九九六	延元元(建武三)	元	吉野潛幸
一九九八	同	三	(曆應元) 尊氏が幕府を開いた
二〇〇〇	興國元(同三)	元	天龍寺創立
二〇〇二	同	三	(康永元)
二〇〇五	同	六	(貞和元)
二〇〇六	正平元(同二)	元	虎關寂(一九三八生)
二〇〇七	同	二	(同三) 後三年合戦繪詞成る
二〇一〇	同	五	(觀應元) 吉田兼好寂(一九四三生) ○玄惠寂(一九二九生)

長慶

二〇一四	同	九	(文和三) 北畠親房薨(一九五三生)
二〇一六	同	一	(延文元) 尊親親王薨(一九五八生)
二〇二一	同	六	(康安元)
二〇二四	同	一	(貞治三) 堺で論語を出版した
二〇二八	同	三	(應安元)
二〇三〇	建徳元(同三)	元	
二〇三三	文中元(同六)	元	山密往來成る
二〇三五	天授元(永和元)	元	
二〇四〇	同	六	(康暦二) 新札往來成る
二〇四一	弘和元(永徳元)	元	新葉和歌集成
二〇四六	元中元(至徳三)	元	足利義満が五山十刹の制を定めた
二〇四七	同	四	(嘉慶元)
二〇四九	同	六	(康應元)
二〇五二	同	九	(明德三) 京都還幸
二〇五七	應永四	四	金閣が出来上った
二〇八八	正長元	元	
二〇九八	永享一〇	一〇	永享の亂起る○新續古今集成。(勅撰集の最後)
二〇九九	同	一一	上杉憲實が足利學校を再興した
二一〇一	嘉吉元	元	嘉吉の亂○太田道灌が鎌倉五山に學んだ
二一〇二	同	二	足利義勝將軍
二一〇四	文安元	元	足利義政將軍○下學集成
二一〇九	寶徳元	元	

天皇 紀元年 號 事 件

二二二 享徳元 道灌が江戸城を築いた

二二一 康正元

二一七 長祿元

二二〇 寛正元

二二六 文正元 應仁の亂始る○桂庵が明に使した○足利學校を今の地に移した

二三三 文明五 足利義尚將軍

二三八 同 一〇 桂庵が薩摩に聘せられた

二四一 同 一三 一條兼良(二〇六二生)○一休寂(二〇五四生)

二四七 長享元

二四九 延徳元

二五五 明應四 北條早雲が小田原を略した

二五六 同 五 この年に寫した古本館用集がある

二五九 同 八 蓮如寂(二〇七五生)

二六二 文龜二 宗祇寂(二〇八一生)

二六八 永正五 桂庵寂(二〇八七生)

二八一 大永元

二八八 享祿元 王陽明卒(二二二二生)

二九六 天文五 上杉謙信が林泉寺に學んだ

三〇三 同 一二 小銃の傳來

三〇九 同 一八 天主教の傳來

三一 同 二〇 大内義隆が害せられた

天皇 紀元年 號 事 件

二二一 弘治元 川中島の戦○駿島の戦

二二〇 永祿三 桶狭間の戦

二二八 同 一 織田信長入京

二三一 元龜二 信長が叡山を燒討にした

二三三 天正三 長篠の戦

二四一 同 九 安土にセミナリオを建てた

二四七 同 一五 天主教の禁

二五〇 同 一八 北條氏亡ぶ○天下一統

二五二 文祿元 朝鮮征伐

二五三 同 二 勅版孝經の出版○イソツア物語が翻譯された

二五四 同 三 伏見城を築いた(城内に學問所あり)

二五七 慶長二 朝鮮再征伐

二五九 同 四 徳川家康が伏見で孔子家語を出版させた

二六〇 同 五 關原の戦

二六一 同 六 家康が伏見に學校を建てた

二六二 同 七 江戸城内に富士見亭文庫を建てた

二六三 同 八 家康將軍

二七二 同 一七 駿府往來成る

二七五 元和元 豊臣氏亡ぶ○公家及び武家諸法度

二七九 同 五 藤原惺高卒(二二二二生)

二八七 寛永四 紫衣褻奪事件○吉田光由が塵劫記を著した

後陽成

二二四 同 一五 天主教の禁

二四七 同 一五 天主教の禁

二五〇 同 一八 北條氏亡ぶ○天下一統

二五二 文祿元 朝鮮征伐

二五三 同 二 勅版孝經の出版○イソツア物語が翻譯された

二五四 同 三 伏見城を築いた(城内に學問所あり)

二五七 慶長二 朝鮮再征伐

二五九 同 四 徳川家康が伏見で孔子家語を出版させた

二六〇 同 五 關原の戦

二六一 同 六 家康が伏見に學校を建てた

二六二 同 七 江戸城内に富士見亭文庫を建てた

二六三 同 八 家康將軍

二七二 同 一七 駿府往來成る

二七五 元和元 豊臣氏亡ぶ○公家及び武家諸法度

二七九 同 五 藤原惺高卒(二二二二生)

二八七 寛永四 紫衣褻奪事件○吉田光由が塵劫記を著した

後水尾

二二四 同 一五 天主教の禁

二四七 同 一五 天主教の禁

二五〇 同 一八 北條氏亡ぶ○天下一統

二五二 文祿元 朝鮮征伐

二五三 同 二 勅版孝經の出版○イソツア物語が翻譯された

二五四 同 三 伏見城を築いた(城内に學問所あり)

二五七 慶長二 朝鮮再征伐

二五九 同 四 徳川家康が伏見で孔子家語を出版させた

二六〇 同 五 關原の戦

二六一 同 六 家康が伏見に學校を建てた

二六二 同 七 江戸城内に富士見亭文庫を建てた

二六三 同 八 家康將軍

二七二 同 一七 駿府往來成る

二七五 元和元 豊臣氏亡ぶ○公家及び武家諸法度

二七九 同 五 藤原惺高卒(二二二二生)

二八七 寛永四 紫衣褻奪事件○吉田光由が塵劫記を著した

明正 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元祿三 聖堂を湯島に移した○この頃堀流

二三五一 同 四 水軒が商賈往來を著した

二三五七 同 一〇 熊澤蕃山卒(二二七九生)

二三五八 同 一一 米澤興讓館の起り

二三五八 同 一一 木下順庵卒(二二八一生)

後光明 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元祿三 聖堂を湯島に移した○この頃堀流

二三五一 同 四 水軒が商賈往來を著した

二三五七 同 一〇 熊澤蕃山卒(二二七九生)

二三五八 同 一一 米澤興讓館の起り

二三五八 同 一一 木下順庵卒(二二八一生)

後西 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元祿三 聖堂を湯島に移した○この頃堀流

二三五一 同 四 水軒が商賈往來を著した

二三五七 同 一〇 熊澤蕃山卒(二二七九生)

二三五八 同 一一 米澤興讓館の起り

二三五八 同 一一 木下順庵卒(二二八一生)

靈元 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元祿三 聖堂を湯島に移した○この頃堀流

二三五一 同 四 水軒が商賈往來を著した

二三五七 同 一〇 熊澤蕃山卒(二二七九生)

二三五八 同 一一 米澤興讓館の起り

二三五八 同 一一 木下順庵卒(二二八一生)

東山 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元祿三 聖堂を湯島に移した○この頃堀流

二三五一 同 四 水軒が商賈往來を著した

二三五七 同 一〇 熊澤蕃山卒(二二七九生)

二三五八 同 一一 米澤興讓館の起り

二三五八 同 一一 木下順庵卒(二二八一生)

中御門 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元祿三 聖堂を湯島に移した○この頃堀流

二三五一 同 四 水軒が商賈往來を著した

二三五七 同 一〇 熊澤蕃山卒(二二七九生)

二三五八 同 一一 米澤興讓館の起り

二三五八 同 一一 木下順庵卒(二二八一生)

櫻町 二二九〇 同 七 林羅山が忍岡に塾を建てた

二二九二 同 九 徳川義直が忍岡に聖堂を建てた○この頃義直が名古屋に明倫堂を興した

二二九六 同 一三 盛岡明義堂の起り

二二九八 同 一五 島原の亂平定

二三〇五 正保二 木内宗吾を刑した

二三〇七 同 四 長崎明倫堂の起り

二三〇八 慶安元 中江藤樹卒(二二六八生)○この年藤樹書院成る

二三一四 承應三 明の隱元が禪宗(黄檗)を傳へた

二三一七 明暦三 明暦の大火○林羅山卒(二二四三生)

二三一九 萬治二 朱舜水版化

二二二二 寛文二 この頃伊藤仁齋が古義堂を起した

二二二三 同 三 將軍家綱が聖堂に弘文館を命じた

二二二六 同 六 岡山藩閑谷學校の起り○この頃會津の日新館興る○山鹿素行が赤穂に流す

二二二九 同 九 江戸往來成る

二三三四 延寶二 洛陽往來成る

二三四〇 同 八 徳川綱吉將軍○稻生恒軒卒(二二七〇生)

二三四二 天和二 山崎闇齋卒(二二七八生)

二三四五 貞享二 山鹿素行卒(二二八二生)

二三五〇 元文元 仙臺養賢堂の起り

二四〇〇 同 五 香月牛山卒(二三一六生)

二四〇一 寛保元

二四〇四 延享元 三輪執齋卒(二三二九生)○石田梅巖卒(二三四五生)○常盤潭北卒

天皇紀 元年 號 事 件

桃岡 二四〇八 寛延 元
 熊本時習館の起り
 二四一六 同 六 鳥取尚徳館の起り
 二四一九 同 九 竹内式部が罪せられた
 二四二〇 同 一〇 高知教授館の起り
 二四二五 明和 二 幕府醫學館の起り
 二四二七 同 四 山縣大貳が罪せられた
 二四二九 同 六 賀茂眞淵卒(二三五七生)
 二四三二 安永 元 田沼意次老中
 二四三三 同 二 鹿兒島道士館の起り
 二四四一 天明 元 菅茶山が廉潔を起した
 二四四二 同 二 廣島修道館の起り
 二四四四 同 四 井上金峨卒(二三九二生) 福岡藩
 二四四七 同 七 松平定信老中
 二四四九 寛政 元 三浦梅岡卒(二三八三生)
 二四五〇 同 二 異學の禁
 二四五一 同 三 醫學館を官學とした 服部善藏が
 二四五二 同 四 麹町に塾を開いた 徳島長久館の
 二四五三 同 五 金澤明倫堂の起り
 二四五七 同 九 和學講談所の起り
 聖堂を官學に直した

天皇紀 元年 號 事 件

二四五九 同 一 彦根弘道館の起り
 二四六一 享和 元 本居宣長卒(二三九〇生) 井平
 二四六四 文化 元 洲卒(二三八八生)
 二四六七 同 四 中井竹山卒(二三九〇生)
 二四六八 同 五 柴野栗山卒(二三九四生)
 二四六八 同 五 水戸藩延方郷校の起り
 二四八〇 文政 三 津有造館の起り
 二四八四 同 七 石和教諭所の起り
 二四八五 同 八 佐渡修教館の起り
 二四九二 天保 三 頼山陽卒(二四五〇生)
 二四九七 同 八 大室中齋坂死(二四五三生) 鈴木
 二四九八 同 九 水戸弘道館の起り
 二五〇一 同 一二 松下村塾の起り
 二五〇三 同 一四 學習院の起り
 二五〇五 弘化 二 學習院成る
 二五〇六 同 三 伴信友卒(二四三三生)
 二五一〇 嘉永 三 佐藤信淵卒(二四二九生)
 二五一三 同 六 ヘリ来朝
 二五一四 安政 元 講武所を開いた
 二五一五 同 二 福井明道館の起り 安中藩郷校の
 二五一六 同 三 開成所を開いた 廣瀬淡窓卒(二四四七
 四四二生) 宮尊徳卒(二四四七
 生)

孝明

二五一八 同 五 醫學所の起り 築地軍艦教授所の
 起り 駿府明新館の起り 大原
 學卒(二四五七生) 慶應義塾の始
 二五二〇 萬延 元 佐藤一齋卒(二四三二生) 吉田松
 陰が斬られた(二四九〇生)
 二五二一 文久 元 櫻田門外の變
 二五二二 同 二 横濱修文館の起り
 二五二三 同 三 日光學問所の擴張 長崎精得館の
 起り
 二五二四 元治 元 長崎美館の起り 昌平校を改革
 し 江戸に小學を設けようとした
 二五二七 慶應 三 長州征伐 神戸軍艦操練所の起り
 王政復古
 二五二八 明治 元 五箇條の御誓文 學習院再興 昌
 平校醫學所開成所復興 皇學所漢
 學所を置く 沼津に小學校を置く
 二五二九 同 二 版籍奉還 京都市に小學校を置く
 〇昌平校を大學校とした 皇學所
 漢學所を廢した
 二五三〇 同 三 中小學規則を發す 〇東京市に小學
 校を設けた
 二五三一 同 四 慶應義塾 〇大學を廢して 文部省を
 置いた 〇大木喬任文部卿 〇田中不
 二五三二 同 五 東京師範學校を設けた 〇學制頒布
 〇東京師範學校を設けた 〇學制頒布
 二五三三 同 六 太陽曆實施 〇田中不 〇麻呂歸朝 〇
 〇アメリカ人モレーを文部省に聘す
 二五三四 同 七 民選議院設立の建白 〇木戸孝允文
 部卿 〇東京女子師範學校を設けた
 二五三五 同 八 〇田中不 〇麻呂文部大輔
 同志社創立

孝明

二五三六 同 九 幼稚園を東京女子師範學校内に置
 いた
 二五三七 同 一〇 工部大學校を置く 〇東京大學創立
 〇西郷從道文部卿 〇伊澤修二、高嶺
 秀夫歸朝 〇モレー解任
 二五三八 同 一一 寺島宗則文部卿 〇學位令發布 〇教
 育令發布
 二五三九 同 一二 河野敏謙文部卿 〇刑法治罪法發布
 〇教育令改正
 二五四〇 同 一三 福岡孝悌文部卿 〇小學教員心得
 を發した 〇小學教員則綱 〇中學
 教員則綱 〇國會開設の勅諭
 二五四一 同 一四 軍人に勅諭を賜った 〇醫學校通則
 〇藥學校通則を定めた 〇東京女子師
 範學校に附屬高等女學校を設けた
 二五四二 同 一五 〇東京專門學校創立
 〇農學校通則を定めた 〇大木喬任文
 部卿
 二五四三 同 一六 商業學校通則を定めた 〇中學校師
 範學校教員免許規程を定めた
 二五四四 同 一七 教育令を再び改正 〇内閣制度を創
 めた 〇森有禮文部大臣
 二五四五 同 一八 帝國大學令、小學校令、中學校令
 〇師範學校令發布 〇近藤眞琴卒(二
 四九一生)
 二五四六 同 一九 哲學館創立
 二五四七 同 二〇 政教社創立 〇市制、町村制公布
 二五四八 同 二一 憲法發布 〇森有禮卒(二五〇六生)
 〇榎本武揚文部大臣 〇ハワスクネ
 ヒト招聘
 二五四九 同 二二 四五七

天皇紀 元年 號

二五五〇	明治二三	芳川顯正文部大臣○東京大學に農科を設けた○小學校令、地方學事通則發布○教育勅語下賜○新島襄卒(二五〇三生)
二五五一	同 二四	大木喬任文部大臣○小學校教則大綱發布
二五五二	同 二五	河野敏鎌文部大臣
二五五三	同 二六	井上毅文部大臣○中學校高等女學校實業學校設置の爲、町村學校組合を設くるを得しむ○實業補習學校規程發布
二五五四	同 二七	實業教育費國庫補助法公布○高等學校令公布○西園寺公望文部大臣○尋常中學校入學規程を改めた
二五五五	同 二八	高等女學校規程發布○能勢榮卒(二五二一生)
二五五六	同 二九	貴族院より小學校修身教科書に關する建議あり○蜂須賀茂韶文部大臣○高等教育會議創設
二五五七	同 三〇	學校清潔方法を訓令した○帝國圖書館創設○京都帝國大學創設○師範教育令公布○濱尾新文部大臣
二五五八	同 三一	公立學校に學校醫を置かしむ○西園寺公望文部大臣○外山正一、文部大臣○尾崎行雄文部大臣○樺山資紀文部大臣
二五五九	同 三二	中學校令改正○實業學校令、高等女學校令發布○私立學校令發布○一般の學校より宗教を排斥した○圖書館令發布
二五六〇	同 三三	教員免許令公布○身體検査規程公布○小學校令改正○松田正久文部大臣

天皇紀 元年 號

二五六一	同 三四	菊地大麓文部大臣○福澤諭吉卒(二四九四生)
二五六二	同 三五	廣島高等師範學校開設○東京專門學校を早稻田大學と改めた○教科書事件勃發
二五六三	同 三六	專門學校令公布○久保田謙文部大臣
二五六四	同 三七	西園寺公望文部大臣
二五六五	同 三八	牧野伸顯文部大臣
二五六六	同 三九	義務教育延長○師範學校規程改正
二五六七	同 四〇	○東北帝國大學創設
二五六八	同 四一	小松原英太郎文部大臣○戊申詔書下賜○教員檢定に關する規程改正
二五七〇	同 四三	高等女學校に實科を置いた○九州帝國大學創設○高嶺秀夫卒(二五四四生)
二五七一	同 四四	中學校、高等女學校教授要目改正
二五七二	同 四五	○長谷場純孝文部大臣
二五七三	大正 二	柴田家門文部大臣
二五七四	同 三	大岡育造文部大臣○實業學校國庫補助法公布○地方學事通則改正○一木喜徳郎文部大臣
二五七五	同 四	高田早苗文部大臣
二五七六	同 五	岡田良平文部大臣
二五七七	同 六	臨時教育會議創設○伊澤修二卒(二五二一生)

二五七八	同 七	北海道帝國大學創設○市町村義務教育費國庫負擔法公布○中樞德五郎文部大臣○大學令、高等學校令改正
二五七九	同 八	高等教育機關擴張に着手
二五八〇	同 九	身體検査規程改正○高等女學校令改正○實業補習學校規程改正
二五八一	同 一〇	工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、商船學校規程改正○職業學校規程公布
二五八二	同 一一	鎌田榮吉文部大臣
二五八三	同 一二	○犬養毅文部大臣○岡野敬次郎文部大臣○國民精神作興の詔書下賜
二五八四	同 一三	江木千之文部大臣○岡田良平文部大臣
二五八五	同 一四	師範學校規程改正○師範學校教授要目改正
二五八六	同 一五	青年訓練所令公布○幼稚園令公布○小學校令改正

附録

第二 索引

備考 一、假名書のンは五十音の最後、一は五十音の始におく。二、漢語と漢字で表記した多くの國語をば第一の文字に依つて類別した。

阿闍寺	六九	愛國心の發達(鎌倉時代)	二九	足利義康	一四三	安然和尚	一四三
阿直岐	一七、三三	青木昆陽	二〇七	足輕	一四九	安中郷學校	三三〇
阿知使主	三六	青山學院	四七	吾妻鏡、東鑑	一三四、一三六	諺記、諺語	三六、三六、三六、三五、三五
阿刀大足	一〇	明石の姫君の教育(源氏物語)	一〇一	東歌(アヅマウタ)	三	案摩生	三〇
阿佛尼	一〇	あきみち(小説)	一八〇	跡見花談	三九	庵室	三九
阿倍氏	一〇	赤穂義人録	三九	尼かつ	八二、三〇七		
阿部重孝	一〇	淺香山の歌	九	天照大神	三、二八		
阿彌陀如來	一八	淺見綱齋	一〇三	天地の詞	六		
鵜鷲合戦物語	一七	麻田剛立	二〇八	天兒屋根命	三、三〇		
安積良齋	二〇	麻布教授所	三	天日槍(ヒホコ)	一四		
安積澹泊	二〇	朝野鹿取	八六	天稚産物語	一七、二九		
安房神社	元	足利學校	一四三、一四六、一四七	雨森芳洲	一〇四、一〇五、一〇六		
安土の修業所、セミナリオ	一九三	足利氏	一四三、一四八	アメリカ風の教育	一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六		
按察使(アセチ)	三	足利尊氏	一四三、一四六、一四七	漢(アヤ)高安茂	一〇四、一〇五、一〇六		
アイネイス	一〇	足利義勝	一四三	新井白石	三三、一〇四、一〇五、一〇六		
隘與不恭君子不由也(孟子)	二六三	足利義兼	一四三	在原行平	三六		
愛育茶譚	三〇六	足利義尙	一四三	有賀長雄	四〇		
		足利義政	一四七、一五九	安齋隨筆	四〇		
		足利義滿	一四七、一四八	安藤東野	二六		

井上圓了	四三、四七	石和教諭所(甲斐)	三三〇	今鏡	一三	上杉憲實	一六四
井上毅	四三	石川謙	一七五	齋部(イメバ)氏	元	上杉謙信	一六七
井上哲次郎	四三	石田梅巖	二〇七、三六一、六一	入澤宗壽	四七、四九	上杉鷹山	一七〇
井原西鶴	三三	出雲風土記	三〇	いろは(假名)	九、一三、一七、三六	上田萬年	四三
異學の禁	二〇、三六、三九	イソツブ物語	一〇	いろは(狂言)	一六、一七	ウエルギリウス	一〇
異制庭訓往來	一三、一七、一七、一七	石(イソ)上宅嗣	六、六九	石清水八幡宮	一八	浮世風呂(書名)	三六
醫學、醫術、醫道	三三、三〇、三三、三三	板垣退助	四六、四八	殷の學校	五〇	氏	二〇、三〇、三三
醫師(國學の教師)	三三、三三	板倉重宗	三三	院、院政、院宣	七、一〇、一三、一四	氏神	三
醫生	三三、三三	戴餅	九	允恭天皇	三六、三六	氏の上	元
醫學院(鹿兒島)	三三、三三	一休	一四	印地打	二四、二五	氏人	元
醫學館	三三、三三	一條兼良	四九、一〇〇、一〇四、一〇六、一〇九	陰陽道、陰陽家(オノヨヲを見よ)	三三	歌	和歌を見よ
醫學館(水戸)	三七	一條冬良	一〇〇	因果物語	三三	歌垣	六
醫學所	三三、三三	一條天皇	八八、一〇	ウイルマン	四六	雅樂(ウタ)寮	四九、四九、六七、七一
醫學校(山口)	三三、三三	一寸法師	一五、一七	ウイツカーシヤム	四〇	論	論曲を見よ
醫學教育(今日の)	四〇、四六	一帖三言	五、五	宇治拾遺物語	四〇	内田正雄	三九
猪飼敬所	三三、三七	一夫一妻	一一、一五〇	宇佐美瀧水	三六	内にきざす所を教育に利用す	三九
夷人物茂卿	三三、三七	稻垣末松	四六	宇津保物語	六、九、一〇、一四、一五、二〇	美しきもの(枕草紙)	八〇
圓碁	三三	稻生恆軒	三〇	鳥羽の表	三	乳母の名を負ふ	四七
飯噺	三三	稻生若水	二〇	有智子内親王	七	乳母の選擇	三六
イギリス風の教育	四〇、四八	因幡の白兔	二七	菟道稚郎子(ウサノヲキ)	三	産屋	三三、三九、二二、五二、五三
家の觀念(近世的の)	一一	いな(草(書名))	三〇	上河洪水	三三	産湯	三三、三九、二二、五二、五三
生花	三三	今様(流行の意)	三三			馬の乗始	(乗馬始を見よ)
池田光政	三三、三五〇	今様二十四孝	三三				

附録 第二 索引

學問試	三六、三九、三三
學文所、學問所	一三、一四、一八
學問の衰(鎌倉時代)(愚管抄)	二九
學問以道德爲本、以見聞爲用(語孟字義)	二六
學問思辯	三七
學問のすゝめ(書名)	三三
學務委員	四〇、四四、四五
學林(天主教の)	一九
學令(大寶令の)	四九
神樂歌	七七
蜻蛉(カケロフ)日記	九八、一〇七
拍手	一四二
春日神社	一五
春日皇女	三二
カステル	四〇
かづき初	四〇
片山無山	一〇九
片岡平右衛門家次	三四
語部	三
かちく山	一七
勝鹿の眞間の娘(萬葉)	四
乙子夜話	二八
甲冑始	一三、一五
月渚英乘	一八
假名(イロハを併せ見よ)	九、三六、三四
かな法師	一五、一五
金澤文庫	一四、一四、一六、一九
兼明親王	一五
樺山實紀	四三
鎌倉時代の教育	一〇七、一〇
鎌倉武士	一三
鎌倉大草紙	一七〇
髮垂	一五、一〇四
髮置	一五、一〇四
神淳名川耳尊	一六
神八井耳尊	一六
鴨長明	三九
龜井昭陽	三九
唐橋氏	一〇、一〇、一三
唐の事も此の朝の事も皆よく知りて云々(今昔)	一七
河津祐之	三九
甘露湯	三三
漢の武帝、漢の學制	一五
漢醫方	三〇、三三、一六
漢學 (儒學、學問を併せ見よ)	六、六、八、九、一〇、一八、二〇、二二、二五、二八、三〇、三二、三六
漢學教授	五、二四、三三
漢學の傳來	五、二九
漢學所	三六
漢語往來	三四
漢才	九四、一九
漢詩、漢詩文	九、一五、一九、一〇、一〇、一三
漢書	四〇、六三、七一、七三、三二
漢籍	六、五九、三九
漢文	九、一〇、二九、四二
漢文直讀	二五
寒松稿	一六
閑思雜慮	三〇
咸宜園	三三、三四
韓非子	四〇
勸學院	九、九、二六
勸學田	六、二、八
勸學文	一〇
勸善懲惡	二二
管絃(音樂を併せ見よ)	九、九、一〇、一〇、一三、一五、一八、二〇、二二
管子	四
管領	一四
菅家遺誠	一〇
菅承相往來	一四
菅茶山	三三
寛永諸家系圖傳	二六
寛平遺誠	一九
關雎の詩	二七、一八
關西大學	四六
關西學院	四四、四七
觀音經	一七
桓武天皇	七
顏淵、顔子	一五、一六、三二
キキ	
氣、氣質(理氣を併せ見よ)	一九
氣質の性	一九
氣質を變化す	二二、二七
寄宿寮(昌平校の)	三九、三
寄宿寮古人	三九、三
鬼室集斯	四
貴賤上下おしなべて	一〇
貴族の教育 (各時代を見よ)	一〇
平安時代貴族教育の目的(源氏物語)	九

賞嶺問答	一四、一四
機織	(ハタオリを見よ)
紀傳道、紀傳博士	八
紀貫之	八、四
紀の内侍	一四
機會均等	一八、一七、一四
騎馬 (馬、乘馬を併せ見よ)	一四、一三、一三
徵典館	三六
木内宗吾	一八
木曾義仲	一四〇
木下順庵	一〇四、一三、一六、一八
木下竹次	四九
吉備眞備	六、六、七
義、義理 (仁義を併せ見よ)	一四、一三、一三
義貞記	一四、一六
義堂	三六
義方の訓	一三
義務教育	四〇、四〇、四三、四九、四五
義之をテシと訓ませたる例(萬葉)	六
儀禮(書名)	五、六、空
魏(三國の)	三九
擬文章生	八五、二六
祇園南海	一〇四
菊池大麓	四三
菊池重朝	一八
北島親房	一〇
北村季吟	一〇
喫茶往來	一七
橋寮茶話	三三
穂杖(ギツチャウ)	二四、一五、一七
君者善群也(荀子)	二七
客觀的自然主義	三〇
急就章、急就篇	三〇
仇首王、久素王	三三
鳩翁道話	三六
弓射	三三、三三、三三
弓馬の家	一〇
弓馬の道	一三、一三、一三
窮理	一〇〇、三三
清原氏	一〇、一〇、一〇、一一
清原俊隆	七
清原教隆	一三
居敬	二〇
教育學	三九、三九、四〇、四七、四九
教育學說史	四八、二、四七、二九、四九、三六
教育制度史	六
教育史研究の目的	六
教育せんとする意志	五
教育の可能	二七、二六、二七
教育の必要	三〇、三〇、三三
教育の時期、順序(隨年教法を併せ見よ)	三三、三三、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六、三六
教育の責任	二四、二六、二六
教育會	四〇
教育雜誌	四〇
教育所(信淵の)	三三
教育令(明治十二年以後の)	四〇、四〇
改正教育令	四〇、四〇
教育勅語	四三
教員免許、教員檢定	四三、四三
教化史	八
教化臺(信淵の)	三〇
教化大師	三〇
教科書 (往來本を併せ見よ)	三六、四六、四七
教科目	三五
教授館	三三
教授方出役	三三、三九
教授法	三六、三六
教授の段階	一〇〇、三〇、一〇
教師 (師道を併せ見よ)	四三、三、三、三、三、三、三、三、三、三
教師の感化	二四、四九、六九、三六
教師必讀(書名)	四〇
郷學、郷校	三、三、三、三、三、三、三、三、三、三
狂言、狂言記	一五〇、一五〇、一五〇、一五〇
魚鳥平家	一七
御註孝經	六〇、一三
行儀作法	(禮式を見よ)
仰高門日講	(聖堂を見よ)
凝滯(鳩巢の)	三〇
曲水宴	三
王業	一四
ギル	四〇
近仇首王	三三
近思錄	三三、三六
近世と中世との比較	一八、一八
金剛、銀閣	一四
金平往來	三五
錦繡段	一九
禁中並公家諸法度	一〇、一九
禁秘抄	六、一九

奈良時代	七〇七	淨土眞宗	三八	新村出	一九四	神代正語(書名)	一九九
平安時代	六九七	淨瑠璃	二四〇	身體検査	四三	塵劫記	三〇七
鎌倉時代以後は各時代の目次を見よ		乗馬始	一三、五三	身自鏡	一七一	入ズ	
中村惕齋の説	三六七	鄭玄(チャウケン)	五八	進士	五四、六〇、六六	須佐之男命、素戔鳴尊	一五
貝原益軒の説	三九一、四〇	續日本紀	三四、五八、六六、六七、七〇	長孫王	三三、三六	須世理毘賣命	二〇
中江藤樹の説	二五三	ソヨホノツト	四〇八	針生	六四	崇神天皇	一四、六、三六
熊澤蕃山の説	三三七	白井毅	四〇八	眞宗大學寮	四二七	水産學校	四四
山鹿素行の説	二六六	白河天皇	一三三	眞諦門	三九八	垂加神道	一〇三、一三三
吉田松陰の説	二八六	新羅	三九、三三	眞思	二〇〇、三三、三六、三七	垂加文集	三三
明治時代(女學校、女子師範學校を見よ)	四三三	新羅王の府庫を封ず(書紀)九	二〇七、三六六	眞思錄	三九	垂統秘録	三〇一
女子師範學校	三九六、四〇一、四〇五、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二	心學	三〇〇	審問	二〇〇、三三、三六、三七	垂仁天皇	一四、三、三三
如氏教育學(書名)	四〇八	心學道話	二七一	神君	一八一	推古天皇	一三、三、三八
助教	五二、五三、五三	心經	二〇一	神國	一九	推讓	三六三
序(支那古代の學校)	五〇	心即理	二〇一	神事(信淵の)	三〇一	隋	四〇
上東門院	一〇一	信念	二〇〇	神道	二九六、三三六、三三六、三三五	隨年教法	三三、三七
貞永式目	一三七、一七、一七五	新瓦(書名)	二五九	神明鏡(書名)	一五五	崇廣堂	三〇〇
貞觀政要	八〇、一〇、九〇、九一	新カント派	四九、四三	人格的教育學	四三六	崇文館	三三
定深	一四〇	新式目	一三	仁	一四九、一六九、一七〇	數學	二四〇、二五八、三六、三三〇、三三七
承久の亂	一〇九、一三〇	新撰古今集	一七四	仁義	一七、一六、一五三	木摘花	一三三
淨土往生	二七、三七	新十二月往來	一九	仁義禮智、仁義禮智信	一六、一九、二四	季綱往來	一四〇
淨土宗	一〇九	新撰類聚往來	二八、四一	神功皇后	三、二六	菅得庵	二二
淨土信仰	一四二		一八	神宮皇學館	四七	菅正俊	三三

菅野眞道	三四、三八	世界國盡	三四、三三	性善説	一九七、三二	責善	三九
菅野彦兵衛	三四	世界産物往來	三四	性に準ふ(中庸)	二六八	石門心學	二七、三六、六一
菅原氏	九一、一〇〇、一三〇、一三〇	是非の心	一九六、二二	性的教育	二五	攝河往來	三四五
菅原清公	九一	世襲職業	二九、三〇	性理學(朱子學)	三九	折衷學(元、三、二、三〇、二六、六、三三)	三九
菅原爲長	一四一、一四三	西樹	三三、三三	性理學(幽學)	三三	節用集	一七二
菅原道眞	一〇、一〇〇	西洋學校軌範	三九	星雲説	二〇	千字文	三、八、九、九、二九
杉浦重剛	一四三	西洋事情	三九	醒高文集	二二	先王の道	二七〇
杉田玄白	一〇八、八三	西洋紀聞	三三	醒醉笑	一七〇	洗心洞	三三三
杉田成卿	三三	成人講座	三二	制裁	三九	洗濯	三〇
スコット	三三	誠之館	三二	聖學、聖教	二七、二八	染色	三〇
雙六	一三三、一三七、一九八	正義堂	三二	聖教要録	二七	宣命	七〇
鈴木朗	一三七、一三〇、一三三、一三七	政教史	八	聖人	一四、一七、二二、二六、二七、二九、三〇	宣耀殿の女御の御學習	六六
鈴木正三	三三七	政教社	三	聖堂(昌平校の)	二七、二九、三〇	專門學校	三九、四〇、四一、四二、四三、四四
スベンサー	四〇、八〇	政談(書名)	三三	聖堂(長崎)	三三	善惡の彼岸	一七、二〇
住む	二〇	政治的教育	二七	青年訓練所	三六	前九年の役	一〇三
住吉物語	一一、一三	生徒の人格尊重	三三、三三、三九	善我堂	四三	禪宗、禪風	一〇九、一一三
隅田川(謡曲)	一五一	生得説	二九	清少納言	三〇	ソゾ	
隅田川往來	三四	性	一八、二六、二八	靜座	二	曾我物語	一五一
角田簡	三三	朱子の説	一九、二〇	精得館	一〇〇、一〇一	素眼阿彌陀佛	一四
相撲	一三七、一三三	仁齋の説	二六、二六	關孝和	一〇六	素讀	一四
駿府往來	三四	徂徠の説	二六、二七	關岡氏清	一三七	素讀吟味	三八
		素行の説	二七、二七	席書	三九		
		性惡説	一六、二八				

素讀所	三二
蘇我氏	一八、四〇
蘇民將來	一七、六
徂徠先生學則	二七、二
徂徠先生答問書	二七、四
壯翁館	三三
早雲寺殿二十一箇條	一八、七
草茅危言	三三
草木太平記	一七、七
相對的文化	一〇、四
造化三神	三〇
造士館	三三、三四
宗祇法師	一六
宋學(新註、程朱學を参照せよ)	一六、一〇、一三、一七、一八、二〇、二三、二六
曾子	三三
曹司	八、九、一〇
操作	三三
總稽古所	三三
總見記	一六、七
槍術	三三
雜談集	一四、三
添田壽一	四、八
惻隱の心	一六、一六、一七
續古事談	一七
續日本記	(シヨクニホンギを見よ)
東條	五、五、三、八
俗神道	三二
俗諦門	三、六
村校	一六、八
尊王心	一〇、九、一〇、一三
尊圓親王	一四、二
夕夕	
多紀安元	三三
多久茂文	三三
多久學校	三三
田制佐重	四、六
田中不二麻呂	三三、三九、三九、四〇、四二
田沼意次	二〇、七
太宰府	三三
太宰府の學校	三、八、四
太宰春臺	二六、七
大嚴禮	三、七
大化の改新	三、二
大人不失赤子之心	三〇、二、四、六

大成殿	三、五
大寶令	四、三、七、六
太乙神	二、四
太極	一、六
太閤記	一、八
太古の教育	一、三、四、一、七、一、九、二、三、二、五、一、五、一、五、七、一、五、八、二、六
太平記	一、九、一〇、一三
太平記讀	三、四、五
太平記忠臣往來	三、四、五
體操	三、九、四、一〇
體操傳習所	四、三
退私録	二、七
台記	三、九
胎教	二、九、三、〇、五
大學(支那古代の)	五、三、三、六、三、六
大學、大學寮(大寶令の)	四、九、四、六、八、九、一、二、六
大學頭	四、九、四、三、一、三、五
大學別當	八、二、三、六
大學の別曹、直曹	八、九、九
大學寮代	一、八
大學(書名)	五、一、〇、三、六、三、五、一、三、二、三、二、四、一、三、五
大學校(信淵の説)	三、〇、一
大學、大學校(今日の)	(帝國大學、東京大學を併せ見よ)
大學南校	三、三、三、六、四、〇、四、二、四、三、三、三
大學東校	三、六、三、六、三、九、七
大學林	四、八
大學或問	三、四
大覺寺	三、九
大工番匠往來	三、四、五
大日經	一、五、六
大日本史	三、七、八、四、一〇、六
大貳三位	七、七
醍醐天皇	九、四
平將門	一〇、四
平時範	一、四、四
平爲春	三、五、七
平康頼	一、二、九
高足	二、四、一、五、三
高倉天皇	八、九
高辻氏	一〇、〇、一、一、一
高辻胤長	三、一
高野長英	三、五、四
高峯秀夫	三、六、四、七

高御産巢日神(産巢日神を見よ)	三、五
託兒所	三、三
竹内式部	一〇、四
竹馬	八、二、一、四、一、五、三、七
竹取物語	一、六
竹子争(狂言)	一、六
紙鳶	三、七
立花銃三郎	四、〇
橋氏公	六、〇
龍田詣(往來)	三、五
谷時中	一、八、九、一〇、三、三、三
谷本富	四、〇、一、一、四、六
旅修業	三、六、四
玉勝間(書名)	二、九、四
玉木齋齋	三、〇、三
玉木文之進	三、五、三
玉木吉保	一、七、一
玉鉾百首	三、九、九
玉藻前	一、五、五
魂	六、四
マルトン案	四、七
たはれぐさ(書名)	三、二、四
彈琴	七、七、一、四、一、八、〇、三、三、三、三、七
丹後物狂	一、六
丹波氏	一、〇
丹峯和尚	一、七、四
段階説	二、〇、〇
段揚爾	三、七、三
男女席を同じうせず	三、六、一、三、六、二、八
鍛錬主義(嚴格主義を併せ見よ)	三、三、三、四、三、四、〇
子	
知育	三、〇、七、七、一、七、一、〇、〇、一、六、一、七、一、
知古往來	二、八、二、五、一〇、三、七、七、一
知行合一	二、〇、一
知と徳	二、九、〇
藤樹の説	一、五、〇、二、七
素行の説	二、八、二
知能測定	四、七、七
地球往來	三、五、五
地方學事通則	四、一、四
地方の開發	一〇、五、一〇、一、七
地方の荒廢	七、四、七、五、一〇、一、一〇
致知格物	二、〇、一

致良知	二、〇、一、二、八
治國平天下	一、八、四、一〇、〇
千種(クサ)文庫	一〇、一
千葉胤宣	一、七、〇
千代も草	三、三
近松門左衛門	一、七
ちくらが沖	一、七
兒(チヨ)	一、三、七、一、九、一、二、七
兒立	一、八
兒教訓	一、九
茶湯、茶禮	一、三、三、六、一、四、一、三、三
茶花	三、八、四、七、三、七
アユイ (アユイを見よ)	三、八、四、七、三、七
中學、中學校	三、七、三、九、四、一、
中央大學	四、五、一〇、一三、一三、一三
中心統合法	四、二、六
中尊寺經藏、金色堂	三、四
中將姫	三、五
中朝事實	一、七
中庸(書名)	三、一、〇、一、〇、一、〇、一、一、
忠、忠君	三、六、七、一、〇、九、一、一〇、一、三、四
忠孝一本	三、七
仲哀天皇	一、四、四
注入教授	二、六、三、七、三
町人藪	三、五、五
長久館	三、三
長根歌	一、七、五
長曾我部元親	一、八、八
長人安民の徳	二、九、九
張横渠	一、九、八
朝鮮語	三、四
朝野群載	二、七
直觀教授	一、九、一、三、七、三、〇、三、六
直講	三、八、三
直曹	九、二
塵塚談	三、八、八
津川左右吉	一、四、三、五
通辯學校	三、九、七
冢田大峯	三、四
塚原卜傳	一、六、一
辻幸三郎	四、七、七
續け書	九、八

南北朝(支那の)	元	日本西教史	一九四	能因法師	一三三	白氏文集(文集を併せ見よ)	四七九
南樓(昌平校の)	南二階を見よ	日本政記	一七	能樂	二七二	伯の母	二五
二							
二條良基	一六〇	日蓮	一九	農業往來	三三	博學、博覽	一〇〇、一〇一、一〇二
二條河原の落首	一五	ニユートン	二〇	農業學校、農業教育	三三、三三、三三、三三	博學、博覽	一〇〇、一〇一、一〇二
二人比丘尼(書名)	三五七	女醫	七	農政本論	三〇〇	博習堂	一〇〇、一〇一、一〇二
二宮尊徳	三二、三六、一五	女樂人	七	延方郷校	三〇	幕府の教育	三三、三三、三三
新島襄	三六、四六	庭の訓	一五	ノルセンド(ナーセンドを見よ)	三〇	箱根往來	三三、三三
新嘗祭	元	仁孝天皇	三二	ハート	四〇〇	橋本進吉	三三
新田左中將義貞教訓書	二四、一五八	仁徳天皇	三二、三六	羽子つき	一五、三三	秦氏	三〇、三六
西川如見	三六	盗人連歌(狂言)	一六	羽衣	一七	機織	六、三六
西村茂樹	四〇、四九	又	一六	廢人小學	一七	鉢かづき姫	一七
西村貞	四〇	猫の草紙(お伽草紙)	一七	廢藩置縣	一七	八代集	一七
日光學問所	三六	年中往來	一七	配所殘筆	一七	はつね往來	一七
日新館	三三	ノ	一七	梅園	一七	初登山手習教訓書	一七
日本往來	三三	能勢榮	四八、四〇	ハウスクネヒト	一五、一五、一〇	服部南郭	一七
日本教育史資料	一八九、三三、三三、三三、三三、三三	野田義夫	四八、四〇	博士	一五、一五、一〇	服部善藏	一七
日本弘道會	四七	野中兼山	四八、四〇	袴着	一五、一五、一〇	花吹雪	一七
日本教育史略	四〇			白隠	一七	花岡上皇	一七
日本女子大學校	四六			白石先生手簡	一七	花みつ(お伽草紙)	一八、一七
日本書紀	二九、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇、三〇			白石先生神書	一七	放り書	一六

蛤の草紙	一六	日野富子	一九	杖岡神社	二五	武士道	一〇八、一〇九、一〇九、一〇九
林鶴梁	三八	比賣	三三、三三、三〇	常瀨溪窓	三三、三三、三三	武士の妻女	一〇
林子平	三〇	非業博士、非受業博士	六	フブ		武士の奢侈	一〇
林述齋	三〇、三三	非重代の學者	三〇	夫唱婦隨	四	武士と學問、教育	一三、一六、一六、一六
林春齋	三〇	秘傳、秘事	三三、一七、一〇、八	府學校	三	武士と文化	一〇
林春徳	三〇	樋口勘治郎	四	府縣施政順序	三	武士階級の崩壊	一八、一八
林宗二	一七	疲勞	二六	婦言	三	武道	二五
林羅山、道春	一八九、一〇一、一〇一、一〇一、一〇一、一〇一	尾藤二州	三〇、三六	婦功	三	武の本末(文武の本末を見よ)	四八
林鳳岡、信篤	一〇三、一〇三、一〇三	敏達天皇	三三	婦徳	三	ワイエー	四八
腹不立(狂言)	一六八、一六八、一七	琵琶	一九	婦容	三	深田正室	三三
播磨風土記	一四、一五	琵琶引	一七	富士野往來	一七	福岡孝弟	三三、三三
半日學校	一〇	東山往來	一〇	富士見亭文庫	一七	福澤諭吉	三三、三三、三三、三三
藩學	三三、三七、三七、三九	ビスマルク	四九	布施松翁	三九	福富草子	一七
樊遲	三三	一筋の巻(童話)	一七	符宜抄	八	福島政雄	三三
伴信友	三三	難遊	二八、二八、二〇、七	風月往來	三三、三三、三三	福田理軒	三三
番匠往來	三三	百詠	三三	武技、武藝	一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇	復初	三三
番衆和歌	三三	百姓往來	三三	武訓(書名)	三三、三三	復習所(昌平校の)	三三
蕃書調所	三三	百姓(詠)	三三	武家諸法度	一九	袋草子	三三
萬國新商賣往來	三三	兵法	一五	武教講録	二六	伏櫛	三三
ヒビ							
日足す、日足る	三三	平泉澄	一四、一五、一七	武教小學	二六	アシケ	三三
日野氏	三〇	平賀鳩溪、源内	一〇、一三	武藝小傳	三三	伏見城學問所	一八
		平田篤胤	三三、三三	武士の發生	一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇、一〇	藤代禎輔	一〇、一〇

藤原三郎院宣を讀む	藤原冬嗣	物理学	三六、三三、三九
藤原氏	藤原雅村	船橋氏	一〇、一〇三
藤原顯雅	藤原道隆	史部(フビトヤ)	六、三八、六八
藤原兼家	藤原道綱	文相撰(狂言)	一六七
藤原兼雅	藤原道長	文忌寸最弟	四
藤原伊周	藤原武智麻呂	文山賊(狂言)	一六七
藤原季英(宇津保物語)	藤原明衡	アラゲマチズム	四三六
八八、八九、九一	藤原基經	フランスス・シヤビエル	一九二
藤原季綱	藤原賴輔	フランス語	三六、三九、三八
藤原悳高	藤原賴長	フランス風の教育	五九、四八
一八、八九、一〇一、 三三、三六	藤原利仁	フリオリビ	四〇〇
藤原忠實	伏原氏(陸奥の)	フレイベル	四元
藤原忠文	淵岡山	普魯士學校規則	三九
藤原忠通	平安時代の佛敎	プロシエクト法	四三
藤原定家	鎌倉時代の佛敎	文會筆録	三三
藤原時平	室町時代の佛敎	文敎史	八
藤原豐成	江戸時代の佛敎	文訓	三九、三七
藤原俊忠	明治時代の佛敎々々	文庫	六九、一〇一、一三三、一四二
藤原倫寧	佛性	文行忠信	二五〇、二四三、三七
藤原仲忠(宇津保物語)	佛國學制(書名)	文之點	二二
藤原仲麻呂	物徂徠	文正草子	二〇
藤原長龍		文章双魚	四四、三四六
藤原成經		文章往來	三四四

四八〇

文武館	三三〇
文武訓	三九、三七
文武並行、文武二道	一三六、一六六、 一八四、一九一、二七三、三三〇
文武の本末	一三三、二五二、二九一、 三三三、三七七
分度(尊徳の説)	五六二

へへへ

ヘーゲル	四二
ヘーッ	四〇〇
ヘイン	四〇八
平安時代の教育	七、一〇六、一七六
平家物語(一八、二二、二九、一六、一七、 平氏 (タヒラを見よ)一〇七	三九
米國學校法	三六、三六七
兵學校	三
ヘシオドス	四〇七、四〇九
ヘスタロツチ	九〇、九一
別曹	四九、九一
ヘルバルト、ヘルバルト派	四九、九一
ヘルゲマン	四八、九一
辨道	三六七

辨名

木末

帆足理一郎	北條時政	梵天	一七二
大明(ホアカリ)命	北條時頼	梵天國	一七六
保科正之	北條の孫少女(古事談)	舞	一四〇、三六七
補助金(國庫の)	北條政子	舞の本 (幸若舞を見よ)	一四〇、三六七
戊申詔書	北條泰時	舞	一四〇、三六七
方略策	北條義時	前野良澤	二〇八、三六三
放心を求めよ	北條五代記	横山受次	四八
法王帝説	紡績、紡織	枕草紙	四四、八〇、四三、六
法政大學	星野康齋	將門記(シヨームンキを見よ)	一一一、二九、三四、三五、五七
法隆寺	細川重賢	増鏡	七五、一八、二八
庖丁	細井平洲	末世、末代	三三
砲術	北家	松川竹右衛門	三三
(鐵砲を見よ)三七	法華經	松崎謙堂	三〇
報徳主義	發心集	松島往來	三四五
報徳記、報徳外記	本牟智和氣皇子	松平定信	二〇九、三二、三六、三五九
報徳社	ホメロス	松永貞徳	二二
實基本紀	堀河天皇	松永尺五	二〇二、二四、二五、三三
鳳潭	堀河學派	松帆浦物語	一六八
北條氏 一〇九、一〇、一三四、一四二、 一八二	堀杏庵	松藩泰慶	四三七
北條顯時	本朝文粹	松本良順	三九
北條實時	本然の性	政の訓讀	二七
北條重時	本問資忠	魚味(マナ)給	八〇、二二、二二

昭和四年九月一日印刷
昭和四年九月八日發行

增訂 日本教育史
定價金 四圓也

不許複製



著者 高橋 俊 乘

發行者 辻 本 經 藏

印刷者 溝 口 榮

東京市麹町區富士見町五丁目九番地
東京市外濠合町下濠合一五五八番地

發行所

東京市麹町區
富士見町五丁目九番地

教育研究會

電話九段(部)七二七番
振替東京五八一八〇番

九州帝國大學教授 文藝士 松 濤 泰 巖 著

全我活動の教育

(プロジェクト・メソッド)

定價 三・〇〇 送料 一・八

製上判六四三頁餘十七百三

教育界の新潮たるプロジェクト・メソッドの批判的研究である。著者は歐米に留學し親しくこの教育法を視察し歸朝以來致々としてその研究を怠らざる篤學の士である。この種の著書は他にないことは言はないうが、本書の如く理論及び實際の兩方面に涉りて詳密なる叙述をなしたるは未だ見當らない。

東京帝國大學文藝博士入澤宗壽著

教育史上の人及び思想

定價 二・〇〇 送料 一・二

製上判六四三頁餘百三

ベスタロッチ、カント、フイヒテ、スペンサー、さては現代のスピランガーに至るまで是等教育界の偉人が眞に吾々に何物を残したか、從來は無批判に取り入れられてゐた。著者は教育史專攻の學徒として如實に眞剣にこれら偉人の思想に没入し觸接して其眞相を捉へ現代の教育が進むべき道を示唆したものである。

京都帝國大學文藝士 高橋俊乘 著

日本教育史

(改 版) 定價 三・八〇 送料 一・八

製上判皮背判菊頁十九百四

第一章 日本教育史の概
第二章 上代の教育
第三章 奈良朝の教育
第四章 平安朝の教育
第五章 鎌倉時代の教育
第六章 室町時代の教育
第七章 江戸時代の教育
第八章 結語
附 録 一、年表
二、索引

文藝士 林 謙 次 郎 著

最新歐米教育史

定價 三・五〇 送料 一・八

製皮背判六四四頁十五百四

本書は文藝復興期以後に於ける歐米教育の理論及び實際の變遷を最も新なる方法で叙述したものである。教育史の背景を明かにせんがために當時の社會情勢を叙し、教育理論の根據を深らんがために時代思潮の研究に意を用ひた。その資料の精確なるは勿論、その叙述法の巧妙なるも又一一大特色である。

九州帝國大學文藝士 松 濤 泰 巖 著

國民教育講話

定價 二・〇〇 送料 一・八

製スーロク判菊頁餘百二

國民教育の急せしむるに於ては、國民教育の目的を明かにし、國民教育の意義を述べ、國民教育の實施方法を論じ、國民教育の發展を展望する。本書は、國民教育の意義を述べ、國民教育の實施方法を論じ、國民教育の發展を展望する。本書は、國民教育の意義を述べ、國民教育の實施方法を論じ、國民教育の發展を展望する。

臺北帝國大學文藝士 伊 藤 猷 典 著

教育學の對象と方法

定價 二・〇〇 送料 一・八

製上判六四三頁

最近各種科學は長足の進歩を來し、その認識的體系は然りと統合されて來た。然しながら教育學に於ては未だ然と統合されて來た。伊藤先生の著書は教育學の立脚點を明らかにし、その對象と方法を明にして、學として教育學の如何なるものなるかを説明した唯一の權威書である。

日本帝國大學教授 本 田 親 二 著

實踐道徳

定價 二・〇〇 送料 一・二

製上判六四三頁

實踐道徳の意義より説き起して研究法、分類を叙べ人格發展を論じ、身體道徳、精神道徳等實に現代内外の新知識を網羅し、舊慣を捨てず新習に銜はず日常の飲食に到る迄科學と學究に依り現代人の生活と常識を詳々と教へられたる書である。老幼男女の別を問はず現代人を以て任ずる士の必讀を要す。

東京帝國大學文藝博士入澤宗壽著

教育學要項

定價 二・〇〇 送料 一・二

製上判菊頁十六百二

本書は新教育思潮を加味して按排せる教育學概論であつて、廣義の教育原道を凡て網羅してある。尙古今東西の幾千百の教育論より引用せる先哲の言は正に教育家の箴言である。専門學校教科書としても好適のもの。

東北帝大教授 篠原助市先生校閲
東北帝國大學 山極眞衛著
シユライエルマッヘルの教育學

本美製上判菊
入函頁〇〇三

シユ氏の教育學は現今の教育學の最も大なる源流であり文化教育學の基礎である。本書は帝大教授篠原助市先生の嚴密なる校閲を得たる絶好の名著たり。

早稲田大學 内ヶ崎作三郎著
人生學

定價 二・五〇 送料・一八

製上判六四
頁五十百五

人生の眞實を闡明し人心の歸結すべき所を示し健全なる人生觀世界觀を樹立するは識者の正に努むべき所である。内ヶ崎先生はこの人生學に於て多年の蘊蓄を傾け人生問題の種々相を明にせられた。人生の懐疑に悩む人々にはまづ本書を手にして樂天的人生觀を確立せられたい。

文部省檢定委員 中島半次郎遺著
教育の本質

定價 二・〇〇 送料・一二

本美製上判六四
頁八冊百二

(要稿容内)
一、教育の起原と其の動機
二、社會の進化と教育
三、教育の目的
四、教育の社會性
五、教育の進歩
六、教育の目的
七、教育者と社會教育
八、家庭教育
九、社會教育
十、教育の學術的研究
十一、教育の文學
十二、宗教教育
十三、教育的精神

教育總監部附 陸軍教授 文學士 大村桂巖著
國民教育の根本義

定價 一・二〇 送料・一二

製上判六四
頁百

流轉する新思想のため、懷疑時代にありて悩む我が教育界に、又我が學徒に對して、本書の刊行こそは實に國民への救ひの指針であらねばならぬ。最も健實にして美しき我國體の中脊に根ざして、廣く深く愛の眞心を以て説かれたる大村先生の國民教育の根本問題に於ける意見書である。

前文部省圖書官 文學士 八波則吉著
讀本國語の講習

定價 三・〇〇 送料・一八

裝珀琥綿判六四
餘十五百四入函

先生は國語教科書編纂委員として長く文部編輯の重任にあつた事は既に我教育界周知の事であらう。本書は先生の深き研究の結果生れたものであつて、世に定評がある。本書には尋常小學讀本卷一から八までの各篇と童話數篇を收めてある。

第五高等 文學士 八波則吉著
第二國語の講習

定價 三・五〇 送料・一八

製布判六四
頁餘百五

本書は「讀本編者の立場から國語教育に關する諸問題の考察」と題して五日間講述した原稿に「尋常小學國語讀本」卷九、十、十一、十二の各科精説を添へたもので「國語の講習」の姉妹篇である。實地教授者諸君からの懇望がたく茲に刊行した。大方の期待に副ふものあらば幸甚。

第五高等 文學士 八波則吉著
參國語の講習

定價 二・五〇 送料・一八

裝布判六四
頁餘百四入箱

本書は「國語教育に關する讀本編者の要望」と題して最近和歌山市其他で講じた講習の原稿を整理したものに「教育雜感」三十二篇と新作童話數篇を附したものである。拙著第一第二の國語講習を横の巻とすれば本書は縦の巻で現行讀本の取扱に對する專見の總決算である。(著者)

第五高等 文學士 八波則吉著
國語教育概説

定價 二・〇〇 送料・一八

製上判六四
頁百

本書は最近沼津市教育會の講習會に於て蘊蓄を傾倒せる講演を速記して著者が修正されたもので前著に洩れたる國語讀本に關する教授上の注意事項を補ひ、其他國語教育の新聞に説き及び明快なる解決を與へてゐる。

K 11

第五高等學校教授 文學士八波則吉著

第五高等學校教授 文學士八波則吉著
創作本位の文章法
定價 二〇〇 送料 一八

四六二頁
製上判六四

讀本教材を作文又は綴り方の成績と見て、該成績品が出来上がるまでの作者の心の動き一即取材、構想、技巧、添削等一の跡を一々實例について詳述したのが本書の内容である。故に本書は新文章法として作文又は綴り方教授の好指針であると同時に、讀本教材取扱の上に多數の暗示を與へるものと思惟する。(著者)

第五高等學校教授 文學士八波則吉著
教育に安住して
定價 二〇〇 送料 一八

四六二頁
製上判六四

本書は教育會青年會處女會等で講じた余の講演集である。余は講演毎に原稿をかく、さうして原稿に全力を注ぐ、故に本書は余が創造であり進化であり生命である。附録「大論、小論」は教育文學に對する感想録である。(著者)

東京高等師範學校訓導 小林佐源治著
自學中心讀み方教育〔上卷〕
定價 各 三〇〇 送料 一八

三六二頁
製上判六四

「自學」主義がよいか悪いかに私は批評の限りではありません。只自覺的に自律的に學習するといふことはそれは私の今までの長い間の経路であり信念でありモットーであるからです。従つて茲に讀み方教育と云ひまして片々たる知識授與の技巧でなく私自身の歩いた記録であり人生觀に外ならないのであります。(著者)

武蔵高等學校教頭 山本良吉著
新訓練論
定價 二〇〇 送料 一八

四六二頁
製上判六四

從來の教育に於ては學校は生徒を教育し生徒は教育を受ける所と考へられた。今は教育は生徒が受けるものでなく、生徒は自ら進んで學ぶべきものである。故に本書は新文章法として作文又は綴り方教授の好指針であると同時に、讀本教材取扱の上に多數の暗示を與へるものと思惟する。(著者)

255.1
88

終